

第 2 次東広島市環境基本計画
中間見直し
(案)

令和 4 (2022) 年 3 月
令和 9 (2027) 年 3 月改定

東広島市

はじめに



東広島市は、豊かな森林や農地、多様な生きものを育む自然環境、水が生まれる源流域としての恵まれた環境資源と、学術研究都市としての活力を併せ持つまちです。私たちは、この先人から受け継いだかけがえのない環境を守り育てながら、次の世代へ引き継いでいく責任があります。

本市では、令和4年3月に「第2次東広島市環境基本計画」を策定し、「市民一人ひとりがふるさとの環境を まもり・はぐくみ・つたえるまち」を全体目標像として、市民・事業者・市が協働しながら環境施策を推進してまいりました。

しかしながら、この間、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。気候変動の影響は年々深刻化し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みが国内外で加速しています。また、生物多様性の保全や資源循環の推進に加え、有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）への対応など、新たな環境課題も顕在化しています。さらに、国の第六次環境基本計画では、「環境保全」を通じて人々のWell-being（幸福で豊かな暮らし）の向上を図る考え方が示されており、本市においても環境と経済・社会の調和の取れた持続可能なまちづくりが一層求められています。

また、本市は、広島県、広島大学等と連携した取組みにより脱炭素先行地域に選定されるなど、環境先進都市の実現に向けた歩みを進めています。こうした社会情勢や地域課題の変化を踏まえ、このたび計画期間の中間年を迎えるに当たり、これまでの施策の成果や課題を検証するとともに、新たな環境課題や上位計画との整合を図るため、「第2次東広島市環境基本計画」の見直しを行いました。

本計画では、これまでの基本理念と目標像を継承しながら、市民、事業者、地域団体、教育研究機関及び行政がそれぞれの役割を果たし、協働による環境保全と創造の取組みをさらに進めていくこととしています。環境への取組みは、一人ひとりの日々の行動の積み重ねによって実現されるものです。本計画が、多くの皆様の行動の指針となり、未来の東広島市の豊かな環境と持続可能な発展につながることを期待しています。

結びに、本計画の見直しに当たり、熱心にご審議いただきました東広島市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民・事業者の皆様に関心から感謝申し上げます。

令和9年3月

東広島市長 高垣 廣徳

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
1 計画策定の背景	2
2 本市の環境行政のこれまでの取り組み	3
3 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置付け	4
1 計画の位置付け	4
2 計画の期間	5
3 計画の範囲	5
第3節 計画の構成	6
第2章 環境の現状と中間見直しの視点	7
第1節 環境問題に関わる近年の社会動向	8
第2節 本市の環境の現状	11
1 生活との関わりが深い自然	11
2 多様な生き物を育む自然	11
3 歴史的な町並み	11
4 水が生まれるまち	12
5 きれいな空気と静かな環境	12
6 より一層の削減が求められるごみの排出量	12
7 二酸化炭素排出量の削減	12
8 大学との連携	13
第3節 これまでの市の取り組み	14
1 自然環境保全に関する主な取り組み	14
2 快適な住環境の保全・形成に関する主な取り組み	16
3 ごみの減量化や資源循環に関する主な取り組み	17
4 地球環境保全に関する主な取り組み	18
5 環境教育や環境情報の発信に関する主な取り組み	20
第4節 環境に対する市民・事業者の意識	21
1 身の回りの環境に対する満足度	21
2 関心のある環境問題やキーワード	21
3 日常生活における環境配慮の取り組み	22
4 環境施策の重要度及び満足度の相関	22
第5節 中間見直しの視点	25
第3章 本市の望ましい環境像	27
第1節 東広島市環境基本計画の基本理念	28
第2節 望ましい環境像	29
第4章 望ましい環境像の実現に向けて	33
第1節 取り組みの体系	34

第2節 望ましい環境像を実現するための取組み	36
1 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち	36
取組みの柱1 豊かな自然環境の保全と活用	36
取組みの柱2 緑あふれる美しい町並みの創出	42
取組みの柱3 水・水辺環境の保全・向上	46
取組みの柱4 良好な大気環境等の保全	50
2 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち	54
取組みの柱1 脱炭素社会の形成（気候変動対策）	54
取組みの柱2 資源循環型社会の形成	62
取組みの柱3 広域的・国際的取組みの展開	66
3 環境を守り・伝える心と活動を育むまち	68
取組みの柱1 環境教育・環境学習の推進	68
取組みの柱2 環境情報の充実	70
取組みの柱3 市民・事業者等の環境保全活動の促進	72
第3節 環境先進都市の形成に向けた重要な取組み	74
第4節 エリア別環境配慮指針	76
第5章 計画の推進	84
第1節 計画の推進体制	85
第2節 計画の進行管理	86
資料編	88
計画策定の経過	89
東広島市環境審議会委員名簿	90
諮問書	91
答申書	92
用語の解説	94

第 1 章

計画の基本的事項

第1節 計画見直しの背景と目的

1 計画見直しの背景

【国際的な動向】

令和5（2023）年、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、地球の平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年代前半までに温室効果ガス※排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの達成が不可欠であることを示しました。こうした科学的知見を踏まえ、同年に開催されたCOP28では、1.5℃目標の達成に向けて、世界全体のGHG排出量を2025年までに減少傾向へ転じるとともに、2013年度比で2030年までに43%、2035年までに60%削減する必要があるとの認識が共有されました。さらに、令和7（2025）年に開催されたCOP30では、パリ協定の実施加速と国際協力の強化について議論が行われ、1.5℃目標の達成に向けた各国の取組みを一層強化していく方向性が示されました。

また、令和4（2022）年には、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30」目標が掲げられるなど、自然資本の保全と回復に向けた国際的な取組みが加速しています。さらに、環境問題への対応は単なる環境保全にとどまらず、経済・社会課題の解決や人々のWell-being（幸福感）の向上と一体的に推進することが求められており、持続可能な地域づくりへの関心が高まっています。

【国の動向】

わが国では、令和2（2020）年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進しています。また、地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素ロードマップの策定などにより、地方公共団体における脱炭素施策の役割が一層重要となっています。

令和6（2024）年5月には、環境基本法に基づく「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。同計画では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染を「地球の3つの危機」と位置付けるとともに、「環境保全」を通じて現在及び将来の国民一人ひとりの「Well-being（高い生活の質）」の向上を最上位の目的として掲げています。また、「ネット・ゼロ※」「循環経済」「ネイチャーポジティブ※」を統合的に推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図る「循環共生型社会」の構築を目指しています。さらに、資源循環の促進、食品ロス対策、プラスチック資源循環の推進、環境物質対策の強化など、環境分野を取り巻く制度や政策は大きく変化しており、地方自治体には地域特性を踏まえた総合的な環境施策の展開が求められています。

【県の動向】

広島県は、平成7（1995）年3月に「広島県環境基本条例」を制定し、平成9（1997）年3月に第1次広島県環境基本計画を策定しました。以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、現在は第6次広島県環境基本計画により、県民や事業者と連携・協働した取組みを進めています。また、地球温暖化対策について、令和3（2021）年に「みんなで挑戦未来につながる2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」、海洋プラスチックごみ削減対策についても、同年に「2050 輝く GREENSEA 瀬戸内ひろしま宣言」を表明するなど、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、県の環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた様々な取組みを行っています。

このように、環境を取り巻く情勢は、かつての「一部地域における公害問題」から、ネット・ゼロの実現に向けた対応、サーキュラーエコノミー※やネイチャーポジティブの推進、プラスチックごみによる海洋汚染対策等、「地球規模での問題」へと大きく様相を変え、世界や国内で目まぐるしく変化しています。

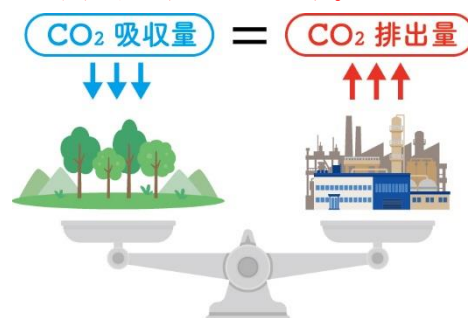
このような状況の中、市町村においては、今、「地域に最も近い基礎自治体だからこそできる役割、環境行政の在り方」が問われています。

※ 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらすもの。

※ ネット・ゼロ：温室効果ガスの排出量と吸収・除去量をつり合わせ、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態。

※ ネイチャーポジティブ：自然破壊を止め、生物多様性を回復させることで、自然と共生する社会へ転換する考え方。

※ サークュラーエコノミー：資源を捨てずに繰り返し使い、廃棄物を最小限にして循環させる経済のしくみのこと。



2 本市の環境行政のこれまでの取り組み

本市では、平成 22（2010）年 3 月に、「東広島市環境の美化及び保護に関する条例」に代わり「東広島市環境基本条例」を制定し、本市の環境を総合的に保全・活用し、次世代に引き継いでいくため、より実効性の高い環境施策を展開していくこととしています。

同条例第 9 条に基づき、平成 24（2012）年 3 月に東広島市環境基本計画（以下「第 1 次計画」という。）を策定し、「市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全に関する取組みを推進してきました。また、平成 27（2015）年 3 月には東広島市環境先進都市ビジョンを策定し、次世代環境都市の構築に向けた取組みを実施してきました。

令和 4（2022）年に、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目的とした「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。ゼロカーボンシティの実現に向け、令和 6（2024）年に策定した東広島市地球温暖化対策実行計画では、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を基準年度（平成 25（2013）年度）比 46%以上としており、本市域における温室効果ガス排出の主要因である二酸化炭素について、排出量削減の取組みを進めていく必要があります。

また、令和 6（2024）年 9 月に本市、広島県及び広島大学等と共同提案した計画が県内初の脱炭素先行地域に選定されました。この計画では、次世代学園都市構想の実現に向けて、広島大学周辺を先行地域に設定し、学生街の集合住宅等の再エネ電力・省エネ設備の導入により、先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ、2050 年に先駆け令和 12 年度までの実現を目標としています。



3 計画見直しの目的

本市では、令和 4（2022）年 3 月に「第 2 次東広島市環境基本計画」を策定し、「市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を全体目標像として、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。計画策定後、本市は、脱炭素先行地域への選定をはじめ、脱炭素社会の実現に向けた取組みを進める一方で、有機フッ素化合物への対応など新たな環境課題への対応を求められています。また、国の第六次環境基本計画の策定や第五次東広島市総合計画後期基本計画の開始など、本市を取り巻く環境政策の状況も変化しています。

こうした社会情勢や地域課題の変化を踏まえ、本計画の中間見直しでは、これまでの取組みの成果と課題を検証するとともに、新たな環境課題への対応、上位計画との整合を図りながら、望ましい環境像の実現に向けた施策の充実を図ることを目的とします。

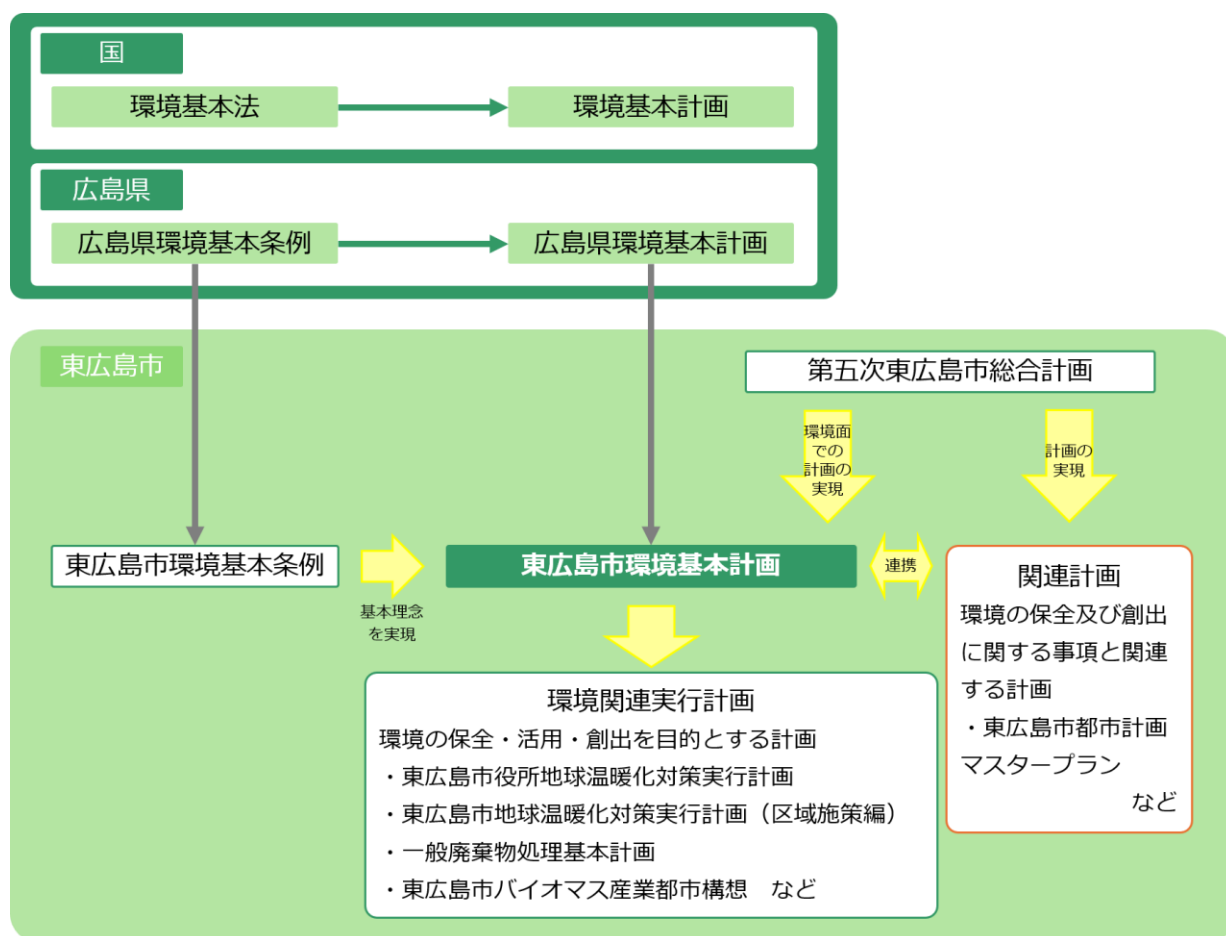
第2節 計画の位置付け

1 計画の位置付け

本計画は、本市の環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「東広島市環境基本条例」に基づき策定するものです。

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第五次東広島市総合計画」を環境面から具体化するための環境施策全般の方向性を示す「環境分野のマスタープラン」に当たります。

また、本市が実施する環境関連施策・事業の上位計画となるとともに、全ての施策・事業実施の際に、「環境の保全・活用・創出」を念頭においた取組みを率先して実行するための「指針」としての役割を担う計画です。



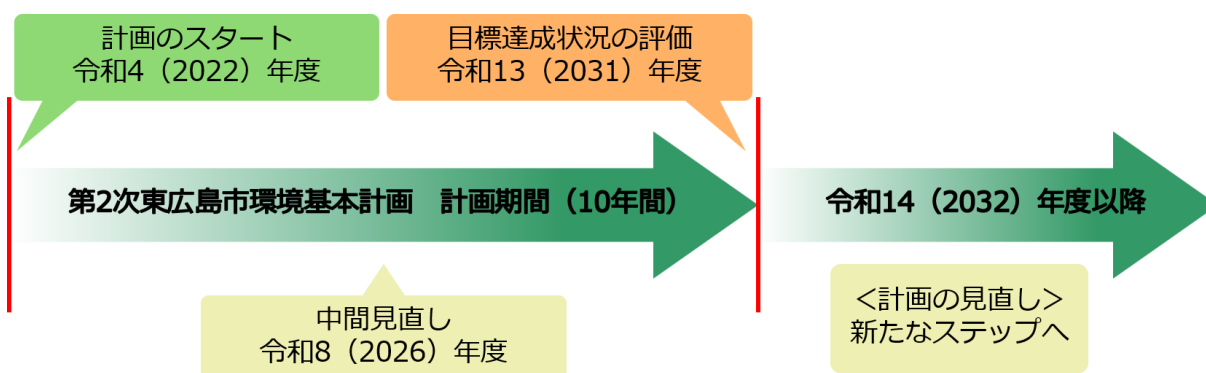
2 計画の期間

本計画は、長期的な取組みを実践するための指針として位置付けられるものであり、目指すべき本市の環境の将来像（2050年の望ましい環境像）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たす役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの取組みを進めることとしています。

一方、その計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に留意しながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進行管理が可能となる目標年度、期間を設定することが求められます。

そこで、本計画の期間は、令和13（2031）年度を目標年度とし、令和4（2022）年度から10年間としています。なお、環境や社会状況の変化を踏まえ、令和8（2026）年度に中間見直しを実施しました。

また、本計画の計画期間が終了しても、その時点での環境をめぐる社会情勢の変化や本計画の進捗状況・成果を踏まえ、計画の見直しを行い、望ましい環境像の実現に向けた、新たなステップに移行することとします。



3 計画の範囲

本計画は、東広島市全域を対象とします。

また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組みを重視し、「自然・生物（森林、農地、動植物等）」、「都市環境（緑、景観、歴史文化等）」、「生活環境（大気、水質、騒音・振動等）」、「廃棄物」、「地球環境（地球温暖化等）」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり・地域づくり（環境教育、地域活動、環境情報等）」とします。

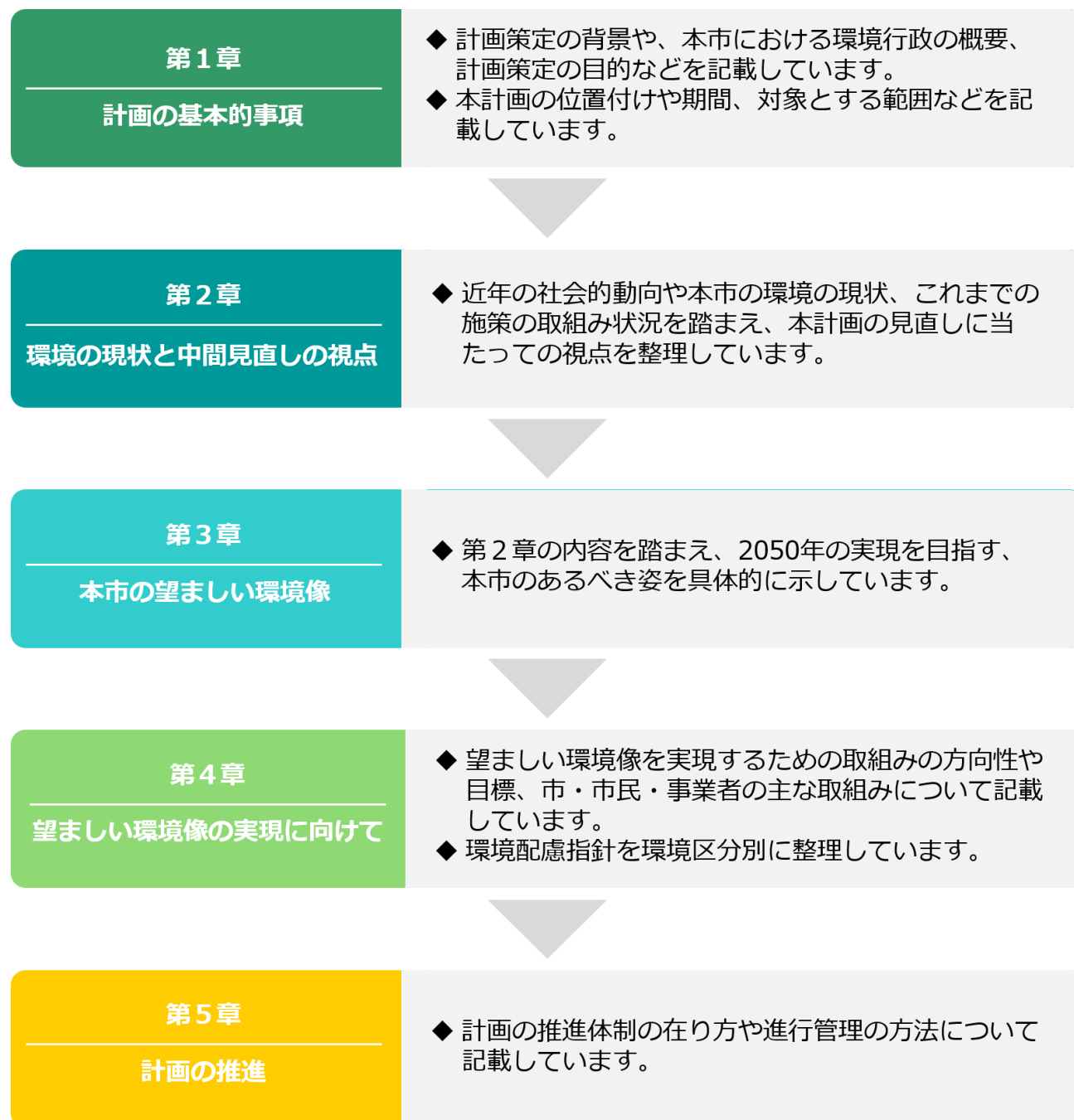


第3節 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

まず、本章にて、計画見直しの背景や計画の目的等の基本的事項を示した上で、次章で環境の現状と本計画を策定するに当たっての視点を整理します。

そして、第3章では、本計画の展開により実現を目指す「望ましい環境像」として、2050年の本市の姿を提示し、第4章では、「望ましい環境像」を実現するための市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性などを記載しました。最終章の第5章では、実効性をもって本計画を推進していくための推進体制や進行管理の方法を記載しています。



第 2 章

環境の現状と中間見直しの視点

第1節 環境問題に関わる近年の社会動向

本節では、第2次計画策定後から今日までの環境問題に関わる社会動向を整理しました。

Well-being に向けた取組み

近年、環境政策においては、環境保全そのものを目的とするだけでなく、Well-being（幸福感）の向上につなげる視点が重視されています。国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）では、環境・経済・社会の統合的な向上が求められており、持続可能な社会の実現と人々の豊かな暮らしを両立させることが世界共通の課題となっています。

我が国においても、令和6（2024）年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人ひとりの Well-being（高い生活の質）」を環境政策の最上位の目的として位置付けています。そして、自然資本の維持・回復・充実を基盤として、環境・経済・社会の統合的な向上を図りながら、持続可能な「循環共生型社会」の実現を目指すこととしています。

このような考え方のもと、地方自治体においても、地域資源を活用したまちづくりや地域コミュニティの活性化、自然とのふれあいの機会創出などを通じて、市民の Well-being 向上につながる環境施策の展開が求められています。

脱炭素社会の形成（気候変動対策）

令和 5（2023）年に熱中症対策の更なる推進を図るため、「気候変動適応法」が改正されました。同年 5 月には同法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症による死亡者数を 2030 年までに現状の半数に減らすことを中期目標として掲げるとともに、関係府省庁による対策の強化が盛り込まれました。

令和 5（2023）年に「脱炭素成長型経済構造移行推進法（GX 推進法）」が成立するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組みが本格的に進められています。こうした国の動向を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、本市としても体系や施策を検討する必要があります。



ゼロカーボン

海洋プラスチックごみ問題

海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）による海洋汚染は地球規模で広がっており、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしています。

近年、マイクロプラスチック※が海洋生態系に悪影響を及ぼすことが報告されています。

令和 4 年（2022 年）にプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。この法律により、事業者には使い捨てプラスチックの使用削減に向けた工夫や、リサイクルしやすい製品設計など、プラスチックの資源循環に配慮した取組みが求められています。



海洋プラスチックごみ

令和 5（2023）年に開催された G7 広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の 10 年前倒しとなる、「2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されました。

AI/IoT 等のデジタル技術の発達

近年、ICT (Information and Communications Technology : 情報通信技術) はより進化しています。インターネット利用の増大と IoT (Internet of Things : モノのインターネット) の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータ (ビッグデータ) の生成、収集、蓄積が進みつつあります。

それらデータの AI (Artificial Intelligence : 人工知能) による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、現実世界において新たな価値創造につなげることができるようになりました。



オンライン教育

本市でも、第五次東広島市総合計画後期基本計画 (令和 7 (2025) 年度) において、AI やビッグデータ等の最先端技術を活用して、未来の暮らしを先行実現する「未来を感じるプロジェクト挑戦都市」を目指す取組みが積極的に展開されています。

※ マイクロプラスチック：一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類のこと。

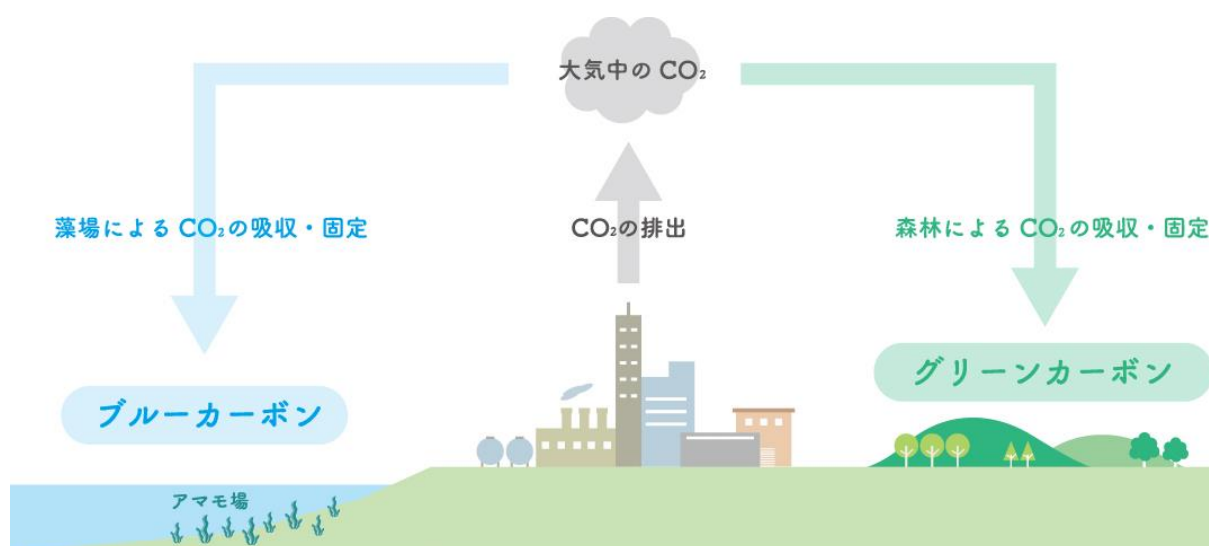
瀬戸内海環境保全特別措置法の改正

瀬戸内海環境保全特別措置法は、戦後の経済成長に伴って汚れた水質の改善を目的に、栄養塩類の排出を規制し、海の富栄養化を抑えて赤潮対策などにつなげてきました。近年は、水質改善が進んだ結果、栄養塩類が減り、かえって漁業に悪影響が見られ始めました。

このことから、水質規制から、沿岸府県が実情に応じて水質を管理できるようにすること、温室効果ガスの吸収源と言われる「ブルーカーボン」の役割が期待される藻場の保全を進めることなどを定めた改正瀬戸内海環境保全特別措置法が令和3（2021）年6月に公布され、令和4（2022）年4月に施行されました。

また、法改正を受けて同法に基づく「瀬戸内海環境保全基本計画」が改訂され、気候変動や海洋プラスチックごみといった課題について新たに追加され、個々の地域での取組みに加え、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組みを促進することとしています。

広島県は、令和3（2021）年に「2050 輝く GREENSEA 瀬戸内ひろしま宣言」を表明し、瀬戸内海に新たに流れ出る海洋プラスチックごみの量を2050年までにゼロにすることを目標としています。



第2節 本市の環境の現状

本節では、これまでに蓄積されてきた環境関連調査結果や統計資料等から、本市の環境の現状を整理・紹介します。

1 生活との関わりが深い自然

本市は、中国山地に連なる山々から瀬戸内海まで多様な自然環境を有しています。土地利用の面からみると、森林、原野、農地、水面・河川・水路を含む自然的な利用が全体の約77%を占めており、里地里山※や田園など、林業や農業の場として、人の生活と関わりが深い環境が主体となっています。特に、農村地域に多くみられる「居蔵造りと赤瓦」の田園集落の景観は、その代表として、本市の自然環境の特徴を物語る景観といえます。

その一方で、森林所有者や農家の高齢化、後継者不足などから、管理不足による森林の荒廃や耕作放棄地の増加などによる自然環境の悪化が懸念されています。

三津湾は、海面漁業の場として、また、古くからカキ養殖が盛んに行われるなど、海の恵みを与えてくれる「里海※」として、人の生活と深く関わりをもってきました。

その一方で、近年では、**養殖カキのへい死や漁獲量の減少が発生しており、里海の環境変化の影響が懸念されます。**

2 多様な生き物を育む自然

広島県内最大の水田地帯を形成している本市の農地は、里地里山の身近な生物等の良好な生息環境を提供しています。

黒瀬川、沼田川や棕梨川等の河川及び数多くのため池は、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ、多様な生物の生息・生育場所としての役割を果たしています。

特に、**市内に約3,500箇所ある農業用ため池**は、貴重な水草や湿性植物、両生類や昆虫類など水辺の生き物の宝庫となっています。

広島県の『レッドデータブックひろしま2021』等に掲載されている本市に生息・生育記録のある動物は二ホンツキノワグマなど134種、植物はサイジョウコウホネなど102種あります。しかし、近年では、ヌートリアやオオキンケイギクなどの特定外来生物も多くみられるようになり、生態系への影響や農作物への被害拡大などが懸念されています。

3 歴史的な町並み

高屋地区の白市には、江戸時代初期（寛文5（1665）年）に建てられた旧木原家住宅（国指定重要文化財）をはじめ、明治・大正期に建てられた町家や寺社など、当時の面影を今に伝える歴史的な町並みの景観が残されています。

西条地区は、灘、伏見と並び称される全国でも名高い酒造の町です。JR西条駅周辺の「西条酒蔵通り」には、煉瓦造りの煙突やなまこ壁、白壁の酒蔵、赤瓦の屋根、黒塗りの格子など、情緒豊かな町並みの景観が残されており、これらは、平成20（2008）年「西条の日本酒醸造関連遺産」として経済産業省の「近代化産業遺産」に認定され、平成29（2017）年には、国際記念物遺跡会議（イコモス）の国内委員会により、西条の酒造施設群が日本の20世紀遺産20選の一つに選ばれています。

なお、酒蔵通りについては、歴史的、情緒的な昔ながらの町並みを守るためのルール作りを目的として、令和7（2025）年12月に協議会を立ち上げ、参画する住民とともに協議を進めています。

※ 里地里山：長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く森林（二次林）と人工林、農地、ため池、草地などで構成される地域概念。

※ 里海：人手が加わることで生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域。

4 水が生まれるまち

本市は、複数の市町を流れる6水系（太田川水系、江の川水系、瀬野川水系、黒瀬川水系、賀茂川水系、沼田川水系）と、独立した水系である安芸津水系（高野川水系、三津大川水系、木谷郷川水系、蛇道川水系）から成り立っています。

本市を流れる河川は、これらの水系の源流域にあたり、本市は「水が生まれるまち」ということができます。

このような地理的特性から、本市における水環境の保全是、市民生活のみならず、下流域を含む広域的な水利用環境にとっても重要な課題です。近年、全国各地でPFAS（有機フッ素化合物）の一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）やPFOA（ペルフルオロオクタン酸）等（以下、「PFOS等」）による水環境への影響が注目されており、本市においても瀬野川水系などで高濃度の検出事例が確認されています。PFOS等による水質汚染は、単なる局所的な環境問題ではなく、本市の水環境に関わる重要な課題です。

5 きれいな空気と静かな環境

本市の大気環境は、環境基準項目のうち、光化学オキシダントを除く全ての項目においておおむね環境基準を達成しており、良好な環境を維持しています。

光化学オキシダントは、基準値を超過する年度が続いていますが、発生源の問題など本市だけで解決できる課題ではなく、近隣自治体とも連携した広域的な対応が必要となっています。

騒音に関する環境基準の達成率をみると、令和7（2025）年度は環境騒音が93.0%、自動車騒音が98.8%であり、おおむね良好な環境が保たれています。

6 より一層の削減が求められるごみの排出量

平成21（2009）年度から令和6（2024）年度までのごみの排出量の経年変化をみると、家庭系ごみは平成30（2018）年度をピークに減少傾向にある一方、事業系ごみは近年、横ばい傾向にあります。

市民一人1日当たりのごみの排出量は、令和6（2024）年度は875gとなりましたが、同年度の全国平均（839g）や広島県平均（821g）と比較すると、ごみの排出量は依然として多く、より一層の削減が求められます（数値は一般廃棄物処理実態調査より）。

本市の令和2（2020）年度のリサイクル率は、9.4%と低水準でしたが、令和3（2021）年の広島中央エコパークの供用開始により、ガス溶融炉によるメタル・スラグの回収が可能となったことで大幅に向上し、令和4（2022）年度以降は20%前後で推移しています。

7 二酸化炭素排出量の削減

平成30（2018）年度において、本市の温室効果ガス排出量全体の約78%はエネルギー起源の二酸化炭素です。二酸化炭素排出量が最も多いのは、産業部門で、市全体の3分の1以上を占めています。

省エネルギー技術の導入・開発に取り組み、温室効果ガス排出量の削減と産業の発展の両立を図ることが重要です。

本市は、県内で初めて脱炭素先行地域に選定されました。本市では、次世代学園都市構想の実現に向けて、広島大学周辺を先行地域に設定し、学生街の集合住宅等の再エネ電力・省エネ設備の導入により、先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを2050年に先駆け令和12（2030）年度までに実現することを目指しています。

8 大学との連携

本市は、広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学およびエリザベト音楽大学をはじめとする高等教育機関が集積する学園都市としての特性を有しており、大学の知的資源や研究成果を活用した地域課題の解決に取り組んでいます。市と大学は包括連携協定を締結し、教育・研究、人材育成、地域貢献など幅広い分野で協働を進めています。特に、広島大学とは、「Town & Gown 構想」のもと、大学と自治体が一体となって持続可能なまちづくりを推進しており、カーボンニュートラルやスマートシティの実現に向けて、さまざまな実証事業が展開されています。

また、近畿大学工学部、広島国際大学との連携を通じて、地域活性化や健康増進など、地域課題の解決に資する取組みが進められており、産官学が連携した地域実践の場が形成されています。今後は、こうした大学との連携をさらに深化させ、脱炭素化や循環型社会の形成、生物多様性の保全など環境分野における新たな知見や技術の社会実装を促進するとともに、次世代を担う人材の育成や市民の環境意識の向上につなげていくことが期待されます。



※ Town & Gown Office：欧米の大学立地都市を参考に、タウン（街）とガウン（学生や教授たち）が一体となったまちづくりや地域のSDGsの達成に向けた課題解決を目指す組織。

第3節 これまでの市の取組み

本節では、**第2次計画**に基づき市がこれまで行ってきた取組みの現状を紹介し、目標の達成状況について評価を行いました。**評価については現状がおおむね計画どおり進んでいるものを「○」、進捗がみられないものを「×」として整理しています。**

1 自然環境保全に関する主な取組み

取組みの現状

■ 森林や農地の多様な多面的機能を保全する取組み

森林は、水源かん養機能や山地災害防止機能、市民に憩いと学びの場を提供する保健文化機能、自然環境維持機能など公益的機能を有しています。本市では、ひろしまの森づくり事業等を活用した市民参加による森林の公益的機能に応じた事業の実施や、市民参加による森林整備の取組みを進めてきました。

本市の農地は、広島県最大の稲作地帯であるとともに、水源かん養機能や自然環境維持機能、良好な景観維持など、森林とともに多様な公益的機能を有しています。本市では、農業振興基本計画等に基づき、農業振興と併せて農地の有する水源かん養機能など多面的機能を活かすための取組みを進めてきました。

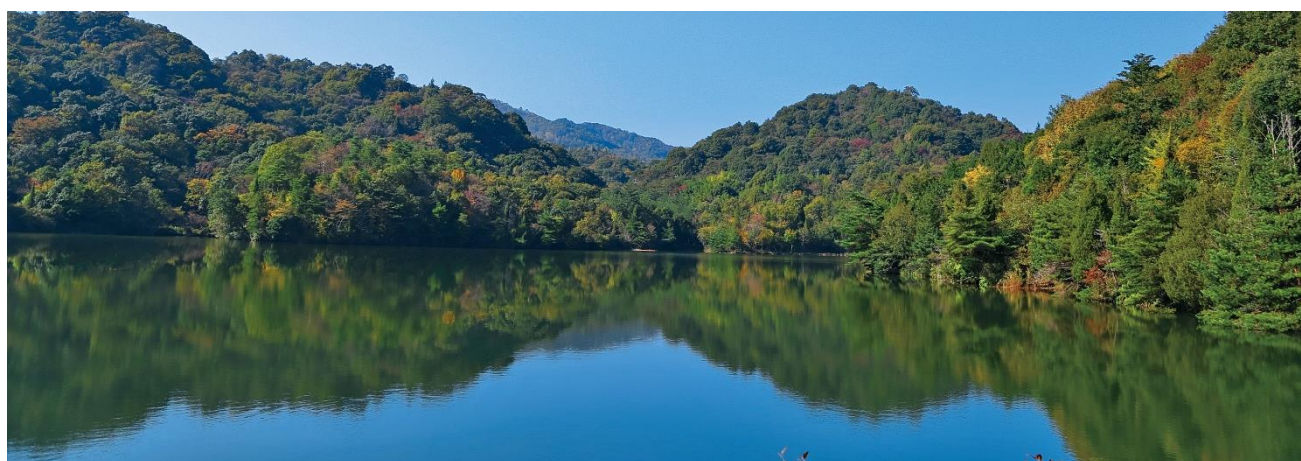
■ 市民が自然とふれあえる場を整える取組み

市民が自然とふれあえる場として、憩いの森公園、二ツ山公園、わにぶちの滝公園、県央の森公園、やすらぎの園、深山峡公園、龍王島自然体験村、あきまろの里公園の自然公園を整備しています。

■ 生物多様性を保全する取組み

森林、河川、農地、ため池、海などの本市の多様な自然環境は、生物の生息・生育の場としても重要な役割を果たしています。本市では、動物基礎調査や水生植物基礎調査によりその実態の把握に努めています。

また、環境に配慮した河川整備や水産資源の保全とともに、生物多様性の保全につながる取組みも進めています。



水源かん養機能

取組みの評価（目標の達成状況）

「多面的機能の発揮に寄与する森林整備面積」については、目標を下回っているものの、林業事業者による整備に加え市民・地域による森林整備や企業の森活動も推進されており、おおむね予定どおり実施しています。

「木の駅事業での受け入れ量」については、おおむね計画どおり実施しており、市民・地域による森林整備や企業も森活動の推進や、広報周知等の取組みを実施しています。

「地力増進支援事業によるたい肥投入面積」については、計画に定めた目標を達成しており、今後も継続的に広報周知等を行い、事業を推進していきます。

「自然公園の利用者数」については、インターネットによる予約システムの導入等を行った結果、計画に定めた目標を達成しています。

「動植物調査で確認された種数」については、現状維持の状況であり、引き続き調査を行います。

「希少野生生物の指定」については、現状指定された希少野生動植物はありませんが、今後も担当課を通じて調査や情報収集を継続して行います。

「豊栄町清武周辺のオオサンショウウオ個体数」については、計画に定めた目標を達成しており、今後も広島大学総合博物館や東広島オオサンショウウオの会と連携して、継続的な調査を実施していきます。

自然環境保全に関する目標の達成状況

➡ 改善

➡ 現状維持

➡ 悪化

※以降の表についても同様

項目	目標	計画当初	現状	達成状況
多面的機能の発揮に寄与する森林整備面積	308ha/年 (令和 13 年度)	290ha/年 (令和 2 年度)	➡ 186ha/年 (令和 7 年度)	○
木の駅事業での受け入れ量	200t/年 (令和 13 年度)	132t/年 (令和 2 年度)	➡ 183t/年 (令和 7 年度)	○
地力増進支援事業によるたい肥投入面積	現状維持 (令和 13 年度)	161.8ha/年 (令和 3 年度)	➡ 230.1ha/年 (令和 7 年度)	○
自然公園の利用者数	120,000 人 (令和 13 年度)	102,900 人 (令和 2 年度)	➡ 142,234 人 (令和 7 年度)	○
動植物調査で確認された種数 (ただし、外来生物は除く)	現状値より増加	動物(鳥): 167 種 植物: 127 種 (令和 2 年度)	➡ 動物(鳥): 167 種 植物: 127 種 (令和 7 年度)	○
希少野生動植物の指定	現状値より増加	0 種 (令和 3 年度)	➡ 0 種 (令和 7 年度)	○
豊栄町清武周辺のオオサンショウウオ 個体数	現状値の維持	23 個体 (令和 3 年度)	➡ 延べ 46 個体 (令和 7 年度)	○

2 快適な住環境の保全・形成に関する主な取組み

取組みの現状

■ 公園整備や緑化に関する取組み

東広島運動公園、龍王山総合公園などの都市公園や公共施設等の緑化を進めているほか、公園里親制度などを通じて、市民協働による公園緑地の維持管理にも取り組んでいます。

■ 水環境の保全に関する取組み

水質汚濁を低減・防止するために、東広島市污水適正処理構想に基づき、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置支援等を行っています。

また、環境保全型農業直接支払交付金により、低農薬・低化学肥料の農業に対する支援などを実施しており、水質汚濁の防止にもつながっています。

取組みの評価（目標の達成状況）

「一人当たりの都市公園面積」については、民間開発の増加に伴う公園整備の進展により、計画に定めた目標を達成しています。

「河川・海域の類型指定水域における BOD・COD の環境基準達成率」については、計画に定めた目標を達成しています。しかしながら、黒瀬川流域での環境基準の達成に向けて、継続してみなし浄化槽から浄化槽への切り替えを推進していく必要があります。また、令和 6 年度から海域調査地点の見直しを行っていることから、目標値の見直しを行う必要があります。

「污水处理人口普及率」については、下水道未普及解消のための管渠建設工事の一部において予定どおりの進捗がみられなかったものの、目標達成に向け整備及び設置支援を実施しています。

「大気汚染に係る環境基準項目のうち、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の適合率」、「環境騒音に係る環境基準適合率」、「憩いの森上空における夜空の明るさ」については、計画に定めた目標を達成しており、今後も継続して調査を行う予定です。

快適な住環境の保全・形成に関する目標の達成状況

項目	目標	計画当初	現状	達成状況
一人当たりの都市公園面積	約 6.5 m ² /人 (令和 13 年度)	約 6.4 m ² /人 (令和 2 年度)	 約 6.55 m ² /人 (令和 7 年度)	○
河川・海域の類型指定水域における BOD・COD の環境基準達成率	78.1% (令和 13 年度)	65.6% (令和 2 年度)	 81.5% (令和 7 年度)	○
污水处理人口普及率	97.3% (令和 13 年度)	87.1% (令和 2 年度)	 89.8% (令和 7 年度)	○
大気汚染に係る環境基準項目のうち、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の適合率	現状維持 (令和 13 年度)	100% (令和 2 年度)	 100% (令和 7 年度)	○
環境騒音に係る環境基準適合率	現状維持 (令和 13 年度)	97.0% (令和 2 年度)	 93.0% (令和 7 年度)	○
憩いの森公園上空における夜空の明るさ	現状維持 (令和 13 年度)	19.03 等級 (令和 3 年度)	 18.61 等級 (令和 7 年度)	○

3 ごみの減量化や資源循環に関する主な取組み

取組みの現状

■ ごみの排出抑制に関する取組み

ごみの排出量の削減を図るため、平成 13（2001）年度に事業系ごみの有料化、平成 19（2007）年度に家庭系ごみ指定袋制度の導入、平成 29 年（2017）年度 10 月 1 日からごみ袋の有料化を開始しました。

また、ごみの発生抑制および資源化の推進を目的として、フードドライブ事業の実施、ごみ減量コンテストの開催、雑がみ・小型家電の回収、剪定枝のチップ化等の取組も実施しています。

■ リサイクルの推進に関する取組み

ごみの排出抑制や啓発活動を行うとともに、生ごみ処理容器に関する情報発信や講習会の実施、購入費の助成等を行っています。

■ 環境美化に関する取組み

平成 7（1995）年に空き缶や吸い殻の散乱並びに犬のふんの放置を防止し、地域の環境美化や本市の良好な環境の保全に資することを目的とした「東広島市ポイ捨て等防止に関する条例」を定め、条例に基づく環境美化強化地域において清掃を行っています。

また、6 月の環境月間では、第 2 日曜日を環境美化の日と定め、「きれいなまちづくりキャンペーン」を実施しています。

取組みの評価（目標の達成状況）

「市民一人 1 日あたりのごみ排出量」については、おおむね計画どおり実施しており、減少傾向にあります。一方、目標達成には今後さらなる減量化への取組みが必要です。

「資源化率」については、広島中央エコパークの供用開始により大幅に向上しているものの、目標達成に向けてさらなる取組みが必要です。

「地域清掃の支援を行った回数」、「不法投棄されたごみの量」については、おおむね計画どおり進捗しています。今後も引き続き不法投棄防止に係る対策に取り組んでいきます。



きれいなまちづくりキャンペーン

ごみの減量化や資源循環に関する目標の達成状況

項目	目標	計画当初	現状	達成状況
市民一人 1 日あたりのごみ排出量	850g 以下 (令和 6 年度) 以降、現状維持	947g (令和 2 年度)	876g (令和 7 年度)	○
資源化率	22.2%以上 (令和 8 年度)	10% (令和 2 年度)	19.4% (令和 7 年度)	○
地域清掃の支援を行った回数	500 回 (令和 13 年度)	383 回 (令和 2 年度)	444 回 (令和 7 年度)	○
不法投棄されたごみの量	70t (令和 13 年度)	100t (令和 2 年度)	64t (令和 7 年度)	○

4 地球環境保全に関する主な取組み

取組みの現状

■ 地球温暖化防止に関する総合的な取組み

全市域を対象として、多様な主体が参加する地球温暖化対策地域協議会の設立に取り組み、平成 22（2010）年 7 月 16 日にエコネットひがしひろしまが設立されました。

「東広島市地球温暖化対策実行計画」（令和 6（2024）年）を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組みを推進しています。

■ 再生可能エネルギー導入や省エネルギー推進の取組み

本市では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、様々な脱炭素施策を推進しています。その一環として、令和 6 年 9 月に県内で初めて環境省の「第 5 回脱炭素先行地域」に選定され、本市が提案した計画が採択されました。

本計画では、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメントやリースサービスの実施、空調設備や給湯設備の更新による省エネルギー化、屋外空間を活用した太陽光発電による自家消費など、地域特性や施設用途に応じて、住宅、事業所、公共施設等を対象とした複数の事業を展開しています。

また、広島大学関連事業では、PPA 方式※によるキャンパス施設への太陽光発電設備の導入に加え、市民や学生を対象とした EV カーシェアリングを実施し、実証事業や脱炭素人材の育成に取り組んでいます。

これらの取組みにより、住宅、事業所、公共施設及び大学が一体となって脱炭素化を推進し、地域全体のエネルギー転換と温室効果ガス排出量の削減を図っています。



太陽光発電システム

■ 産業面からの地球温暖化防止の取組み

アップサイクル※により新しく生まれ変わった製品の販売や地産地消によるフードマイレージ※の低減など、地球温暖化防止にもつながる取組みを支援しています。

※ PPA 方式：Power Purchase Agreement 方式の略。太陽光発電設備を企業や自治体などの需要家が自ら所有せず、第三者（PPA 事業者）が設置・所有し、需要者が発電した電力を使用量に応じて購入する電力販売契約モデル。

※ アップサイクル：不要になったものや廃材に新たな価値や機能を加え、元の製品より価値の高いものへ生まれ変わらせる取組み。

※ フードマイレージ：食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージが高いほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

取組みの評価（目標の達成状況）

「市域の温室効果ガス排出量」については、年々減少傾向にあり、おおむね予定どおり推移しています。

「再生可能エネルギー導入容量」については、計画に定めた目標を達成しており、順調に進捗しています。

「三津湾の藻場面積」については、現時点では新たな調査結果が得られていないため評価が困難な状況であり、引き続きモニタリングを実施し、状況を把握していく必要があります。

地球温暖化防止に関する目標の達成状況

項目	目標	計画当初	現状	達成状況
市域の温室効果ガス排出量（※1）	46%以上削減 （令和12年度） 今後精査を要する	2,258千t-CO ₂ （平成25年度）	 1,295千t-CO ₂ （令和4年度）	○
再生可能エネルギー導入容量	26.5万kW（※2） （令和8年度）	22.1万kW （令和元年度）	 28.9万kW （令和7年度）	○
三津湾の藻場面積	現状維持 （令和13年度）	941ha （平成28年）	 変更なし	— （評価できず）
（再掲）多面的機能の発揮に寄与する森林整備面積	308ha/年 （令和13年度）	290ha/年 （令和2年度）	 186ha/年 （令和7年度）	○
（再掲）木の駅事業での受け入れ量	200t/年 （令和13年度）	132t/年 （令和2年度）	 183t/年 （令和7年度）	○
（再掲）地力増進支援事業によるたい肥投入面積	現状維持 （令和13年度）	161.8ha/年 （令和3年度）	 230.1ha/年 （令和7年度）	○

※1 温室効果ガス排出量に、排出係数を乗じて、二酸化炭素の重量に換算した値。なお、半導体産業分は別途進捗分を確認するものとする。

※2 東広島市環境先進都市ビジョン第2期行動計画における目標

5 環境教育や環境情報の発信に関する主な取組み

取組みの現状

■ 環境教育・環境学習に関する取組み

地域の環境や食品ロス、家庭での省エネなど、幅広い分野をテーマとした「東広島市生涯学習まちづくり出前講座」や広島大学や市の専門家による環境講座「ひがしひろしまエネ・エコセミナー」を開催し、市民の環境意識の向上に取り組んでいます。

また、令和7（2025）年に、東広島市が出資している東広島スマートエネルギー株式会社と近畿大学工学部の学生が共同制作した環境学習サイト「のん太の自然発見パーク！」が完成しました。本学習サイトでは、環境学習に加え、仮想空間を活用した防災訓練プログラムを体験することもできます。

■ 環境情報の発信に関する取組み

「広報東広島」、「東広島市の環境（環境白書）」等を通じて、さまざまな環境情報の発信を行っています。

取組みの評価（目標の達成状況）

「環境学習の授業時間数」については、おおむね予定どおり実施しており、徐々に増加傾向にあります。

「環境に関する出前講座の実施回数」については、計画の目標を達成しています。

「環境又はSDGsに係る研究授業及び校内研修を実施した学校数」については、おおむね予定どおり実施しており、オンラインによる環境学習を充実させる取組みを行っています。

「環境に関するオープンデータ登録データ数」については、おおむね予定どおり実施しています。

「オンデマンド型環境教育コンテンツ数」については、計画の目標を達成しています。

環境教育や環境情報の発信に関する目標の達成状況

項目	目標	計画当初	現状	達成状況
環境学習の授業時間数	246 時間 (令和 13 年度)	148 時間 (令和 2 年度)	 207 時間 (令和 7 年度)	○
環境に関する出前講座の実施回数	50 回 (令和 13 年度)	13 回 (令和 2 年度)	 56 回 (令和 7 年度)	○
環境学習に関するウェブコンテンツ数	60 (令和 13 年度)	1 (令和 2 年度)	 15 (令和 7 年度)	○
環境又は SDGs に係る研究授業及び校内研修を実施した学校数	小学校 全校 中学校 全校 (令和 13 年度)	小学校 4 校 中学校 2 校 (令和 3 年度)	 小学校 24 校 中学校 3 校 (令和 7 年度)	○
環境に関するオープンデータ登録データ数	300 (令和 13 年度)	4 (令和 3 年度)	 183 (令和 7 年度)	○
オンデマンド型環境教育コンテンツ数	10 (令和 13 年度)	0 (令和 3 年度)	 15 (令和 7 年度)	○

第4節 環境に対する市民・事業者の意識

本計画の見直しに当たり、市民・事業者に対するアンケート調査を実施しました。その結果、市民の多くが、豊かな自然や空気のきれいさなどを本市の環境を特徴づける大切な環境として認識していることが分かりました。

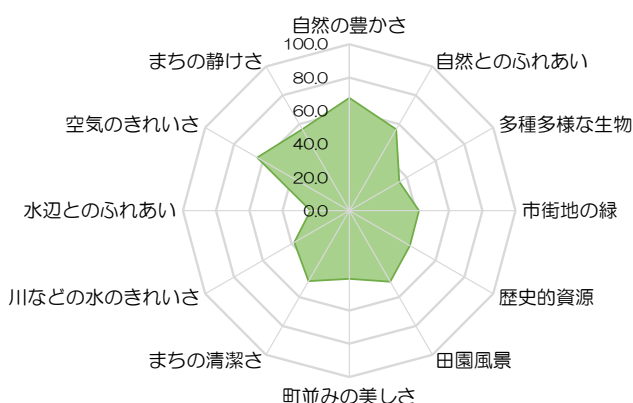
1 身の回りの環境に対する満足度

市民アンケート調査によると、満足度（「満足」、「ほぼ満足」の合計）が最も高かった項目は「自然環境の豊かさ」で、約68%でした。次いで、「空気のきれいさ」（約64%）や「まちの静けさ」（約56%）、「自然とのふれあい」（約56%）等の満足度が比較的高くなっています。

一方、最も満足度が低かったのは「水や水辺とのふれあいのしやすさ」で約23%となっています。

身の回りの環境の満足度

（全回答数：503）

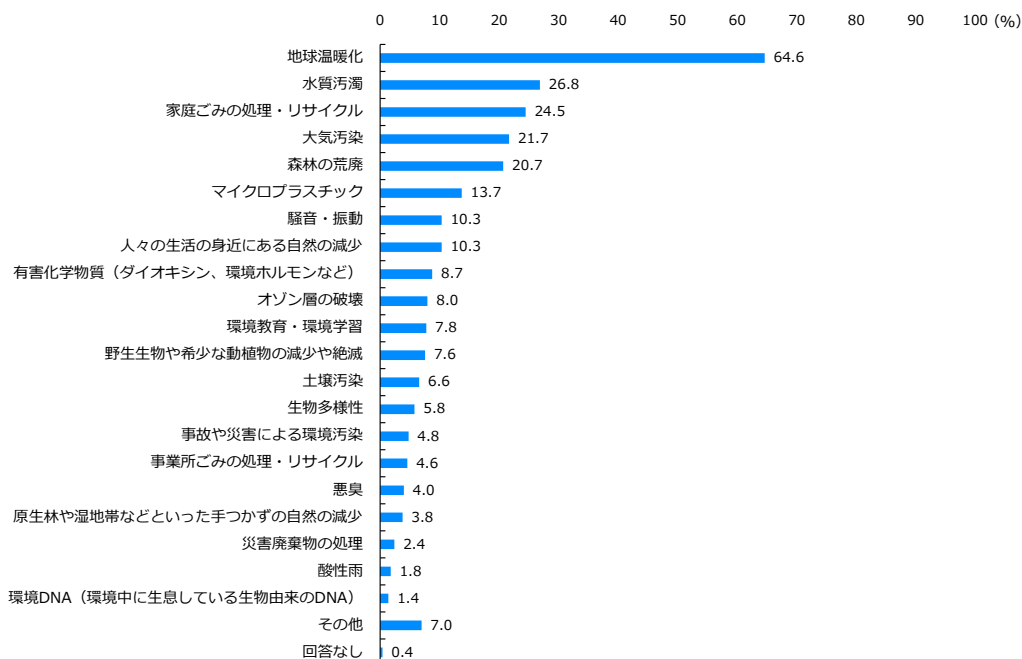


※ 「満足」「ほぼ満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「無回答」のうち「満足」「ほぼ満足」と回答した人の割合。

2 関心のある環境問題やキーワード

市民の関心のある環境問題やキーワードは、「地球温暖化」であり、回答者の過半数が選択しました。次いで「水質汚濁」や「家庭ごみの処理・リサイクル」、「大気汚染」、「森林の荒廃」の順で高くなっています。

複数回答（回答者数：503、延べ回答数：1343）



3 日常生活における環境配慮の取り組み

■ 市民の日常生活における取り組み

市民アンケート調査によると、日常生活における環境配慮の取り組みとしては、「家庭ごみの減量化に努めている」（約 70%）、「日常生活における省エネルギー活動を行っている」（約 66%）、「自宅の緑化を進めるとともに、適切に維持管理している」（約 63%）の実施率が高くなっています。

一方、今後行う予定はない取り組みとしては、「市民農園の利用や農業体験活動に自主的・積極的に参加している」、「市や環境保全団体が主催する貴重な動植物等の保護活動や生き物調査などに参加している」、「森林整備に関するボランティア活動などに自主的・積極的に参加している」、「環境に関するイベントやシンポジウムなどに参加している」が挙げられます。

■ 事業者の日常業務における取り組み

事業者アンケート調査によると、事業活動における環境配慮の取り組みとして、「ごみと資源物の分別や回収のルールを守る」（約 91%）、「大気汚染や騒音・振動に係る基準を遵守するとともに、周辺住民に不快感を与えないよう、更なる発生抑制に努める」（約 59%）の実施率が高くなっています。

一方、「今後行う予定はない」と回答した割合が高かった取り組みとして、「環境マネジメントシステム※の認証を取得する」、「自らの環境活動を環境報告書等にて、ホームページ等で公表する」、「ノーマイカーデーやエコドライブなど自動車利用のあり方を検討する」、「国内外の環境関連企業や団体との人材交流を行う」が挙げられます。

4 環境施策の重要度及び満足度の相関

■ 市民の意見

市民アンケート調査における、環境施策の重要度と満足度を見ると、「不法投棄対策の促進」、「健全な水質と水循環の確保」、「廃棄物の排出抑制と資源循環的利用の促進」、「気候変動を見据えた適応策の推進」、「利用しやすい環境情報の整備と発信」については、重要度が高い一方で満足度が低い傾向があります。これらの施策については、より効果的な施策の展開に向けて改善を図っていくことが求められます。

■ 事業者の意見

事業者アンケート調査における、環境施策の重要度と満足度を見ると、「不法投棄対策の促進」、「廃棄物の排出抑制と資源循環的利用の促進」、「省エネルギーの推進」、「利用しやすい環境情報の整備と発信」については、重要度が高い一方で満足度が低い傾向にあります。これらの施策については、より効果的な施策の展開に向けて改善を図っていくことが求められます。

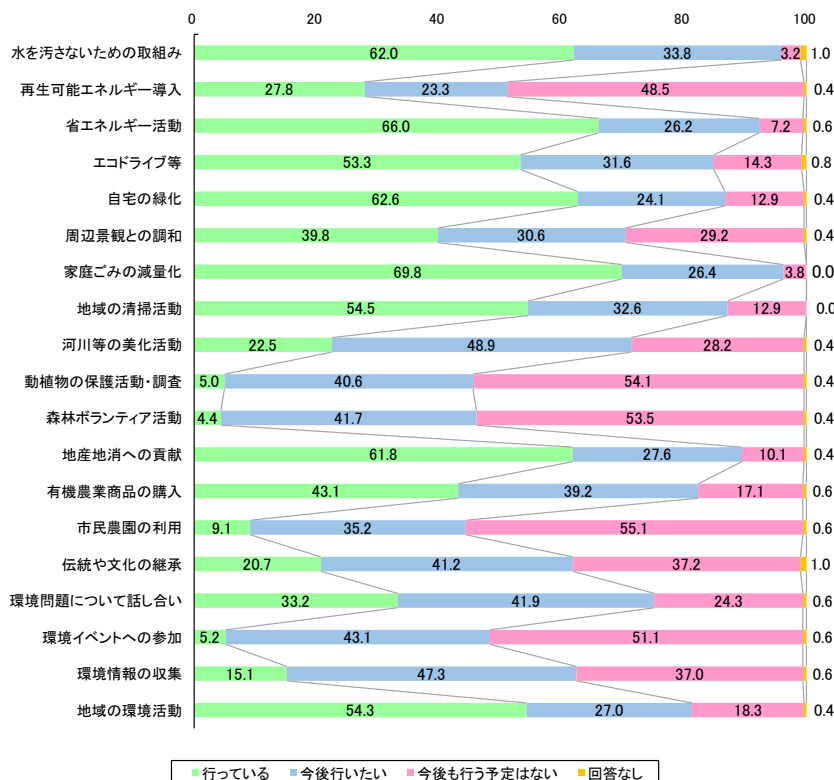


不法投棄対策（看板）

※ 環境マネジメントシステム：環境負荷の低減や法令順守を継続的に行うための方針や目標、運用ルールを定めて管理・改善する仕組み。

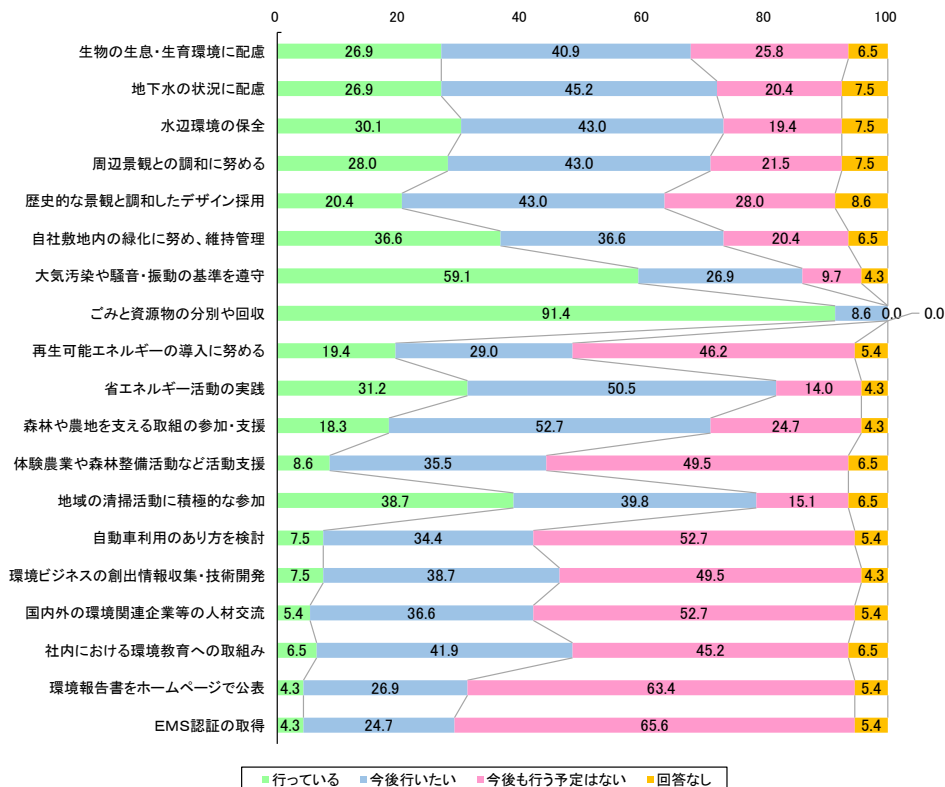
日常生活における環境配慮の取組み（市民アンケート）

（全回答数：503）
（％）

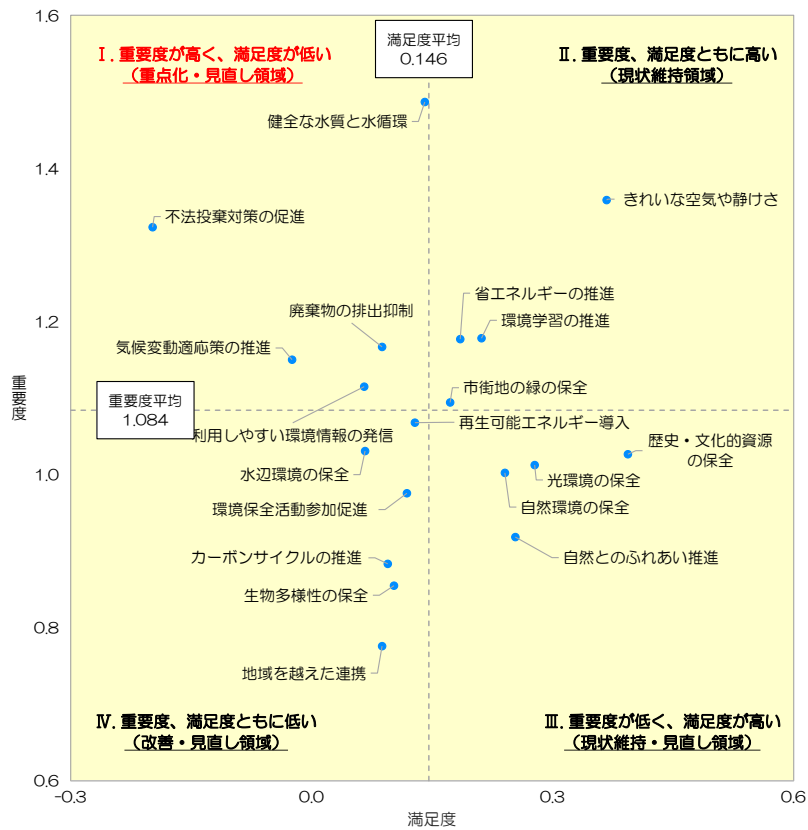


日常生活における環境配慮の取組み（事業者アンケート）

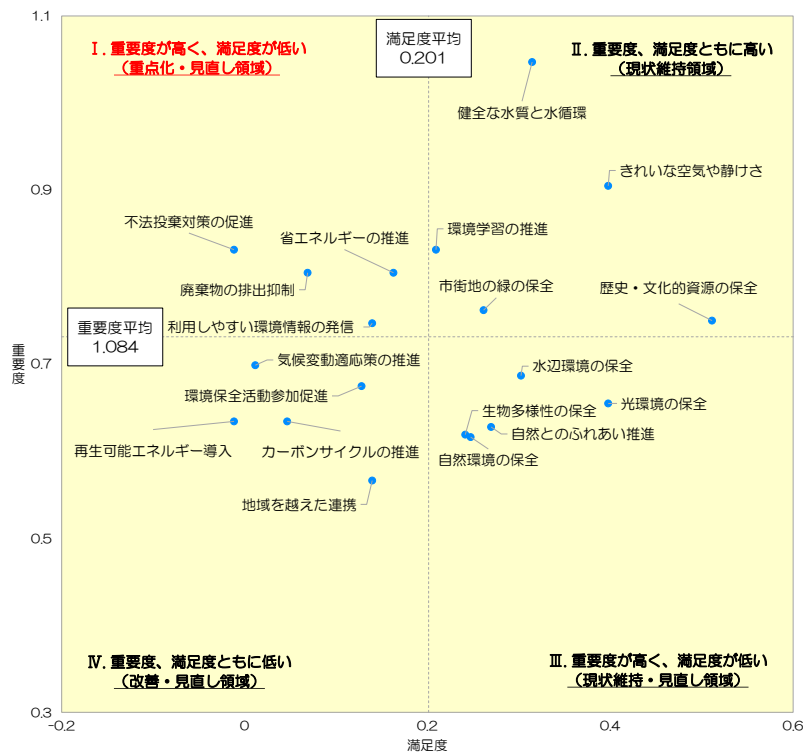
（全回答数：93）
（％）



環境施策の重要度と満足度（市民アンケート）



環境施策の重要度と満足度（事業者アンケート）



※ 各項目の満足度及び重要度の関係を把握するため、選択肢に点数を付け、選択肢の回答数と点数から各項目の加重平均を求め、散布図として示した。

第5節 中間見直しの視点

本節では、本章第1節から第4節までの内容を踏まえ、本計画の中間見直しに当たって重視すべき視点を整理します。

1 環境問題に関わる近年の社会動向

■ Well-being

近年の環境課題は、気候変動、生物多様性の損失、資源循環など多岐にわたっており、その解決には環境分野だけでなく、経済や社会の仕組みを含めた統合的な取組みが求められています。本市においても、地域資源を活用したまちづくりや地域コミュニティの活性化、自然とのふれあいの機会創出などを通じて、市民の Well-being の向上につながる環境施策を展開していくことが重要です。

このような考え方のもと、本計画では Well-being の向上を重要な視点として位置付け、環境施策を通じて、本計画の全体目標像である「市民一人ひとりが ふるさとの環境を まもり・はぐくみ・つたえるまち」の実現を目指します。

2 本市の環境の現状

■ 本市の環境の現状を踏まえた見直し

第2次計画策定後の本市の環境を取り巻く状況を見ると、PFOS 等をはじめとした新たな環境問題への対応や、脱炭素社会の形成（気候変動対策）に向けた取組みの推進が課題となっています。このため中間見直しでは、「健全な水質と水循環の確保」および「脱炭素社会の形成（気候変動対策）」を中心に、必要な施策の見直しを行います。

第 3 章

本市の望ましい環境像

第1節 東広島市環境基本計画の基本理念

「第五次東広島市総合計画」では、将来の都市像を『未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～』と設定しています。この都市像を具体化するため、まちづくり大綱の一つとして、「自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち」を掲げ、『東広島市の特色である豊かな自然環境と利便性の高い居住環境が共存し、魅力的な暮らしのあるまちを実現するためには、持続可能であり、また、誰もがいきいきと活躍できるような快適な生活環境の形成を伴って、まちづくりが進んでいくことが必要』としています。

また、「東広島市環境基本条例」においては、『市、市民及び事業者のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら、社会経済活動がもたらす環境への負荷の低減を図り、限りある資源及びエネルギーの循環的な利用を基調とした持続可能な社会を実現するための新たな一步を踏み出さなければならない。』との認識の下、4つの基本理念を掲げています（東広島市環境基本条例第3条）。

本計画は、第五次東広島市総合計画を環境面から具体化することを目的に、東広島市環境基本条例に基づき策定されるものです。

そのため、本計画においては、東広島市環境基本条例の基本理念を踏襲することとします。

東広島市環境基本計画の基本理念（東広島市環境基本条例第3条）

- 1 環境の保全及び創出は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、及び人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創出に関する行動が市、市民及び事業者の公平な役割分担及び協働の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。

第2節 望ましい環境像

基本理念を踏まえ、本計画の推進によって、本市が目指す「望ましい環境像」を「全体目標像」と「2050年を目標とする将来像」に区分し、以下のように設定しました。

「全体目標像」とは、将来の本市のあるべき環境の姿を示すものであり、私たちのふるさとである本市の豊かな自然と住み良い都市環境が調和した良好な環境を、市・市民・事業者が一体となって、守り・育み、将来にわたって継承していくことができるまちとなることをイメージしています。

全体
目標像

市民一人ひとりが

ふるさとの環境を

まもり・はぐくみ・つたえるまち

市・市民・事業者が、同じ方向を向いて本市の環境保全の取組みを進めるためには、将来の本市の環境の姿をより具体的に示した目標像を提示する必要があります。

そこで、2050 年を展望した本市の環境の姿（将来像）を以下に示します。

2050 年の将来像①

豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

社寺林や溪谷など、市内各所に残された原生的な自然環境が適切に保護されるとともに、人々の営みとともに形づくられてきた里地里山を主体とした自然環境が保全・活用されています。

緑豊かな山並みを背景にした赤瓦の集落や茅葺きの民家とその周辺に広がる農地は、地域の環境とともに生きてきた先人の長い歴史と伝統に培われた景観として大切に守られ、継承されています。

特に、森林や農地は、生産活動や未利用バイオマス等の資源活用及び環境保全活動を通じて、持続的な管理がなされ、多様な生物と共存できる里地里山での生活が営まれています。

市街地では、公園や水辺などの憩いの空間が整備され、公共施設や住宅、工場の緑化も充実しています。また、歴史的、文化的資源や町並みが保全されるとともに、都市的な町並みの景観も整えられ、快適な都市空間が形成されています。

河川は、下水道整備等の生活排水対策の充実や家庭での取組みの進展等により、夏にはホタルが飛び交い、四季を通じて野鳥が訪れ、また、海は、海底堆積物の除去やごみ対策等の効果により、良好な漁場環境として持続的な活用が図られ、健全な水循環が再生しています。

大気環境や土壌環境などへの汚染物質の排出は適正に管理され、きれいな空気など良好な状態が保たれています。

このように、森林・河川・農地・都市の緑・海などの環境が連続的に保全されることによって、市域全体での生物の多様性も確保されています。

また、それぞれの世代が楽しめる自然空間が確保され、自然観察や水遊び、ハイキングなど、様々な形で豊かな自然とのふれあいを楽しんでいます。

身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

市民一人ひとりが環境を意識し、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）を基本とした「ものを大切にする習慣と分別の徹底」によって、家庭から排出されるごみの量は着実に減っています。工場・事業所、商店等でも環境意識の高まりや廃棄物削減の努力によって、事業系のごみの排出量も大幅に減っています。

リサイクル商品の販売や量り売り、マイバッグの持参など、商品の売り方から買い方まで、資源の有効利用とごみの減量化を意識したライフスタイルが定着しています。

ごみのポイ捨てや不法投棄は既になくなっていきます。

太陽光、太陽熱利用をはじめとする再生可能エネルギーの導入が、公共施設をはじめ、個々の住宅や事業所においても進んでいます。

節電や緑化など、省エネルギーの取組みにも積極的で、特に、家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に削減されています。

利便性の高い公共交通ネットワークの構築が図られ、駐輪場の整備などが進み、自家用車に過度に依存しない、誰もが安全かつ円滑な移動ができる環境が整っています。

未利用バイオマスの利活用、地産地消の取組みや資源循環ビジネスなどの展開により、有機農産物のブランド化や本市発の環境商品などが開発・販売され、これらの活動が産業振興や地域の活性化につながっています。

このように市・市民・事業者が責任と役割を自覚し、一体となって資源とエネルギー利用の在り方を見直すことで、脱炭素が実現し省エネルギー・脱炭素社会へと転換しています。

さらに、「国際学術研究都市」の中核を成す、大学、研究機関、国際協力機関等を通じて、地球環境の保全と温暖化防止に向けた国際協力が展開し、環境先進都市として他の自治体をリードしています。

環境を守り・伝える心と活動を育むまち

環境を守り育てる心が市民に浸透し、ふるさとの良好な環境を次世代に引き継ぐために、「自然を傷つけない」、「ごみを減らす」、「水を汚さない」などの環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践できる、環境に対する意識の高い人々が暮らし、エコタウンの先駆的モデル都市として、周辺都市や国内外において広く認識されています。

本市の環境に関する情報が充実し、誰もが好きなときに、環境に関する情報を発信・入手できるようになっています。

市内の大学等の教育研究機関等と連携した市民向けの環境関連講座等を通じて、本市の自然や伝統文化、環境関連分野に応じた充実した環境教育プログラムや体験的環境保全プログラムが提供され、子どもから大人まで幅広い層の市民が日常的に参加しています。

そこで学んだ市民による環境活動は、コミュニティ全体に輪を広げ、環境ボランティア活動の拡大など成熟した継続的な取組みに発展しており、各コミュニティ間の横断的な連携も進んでいます。

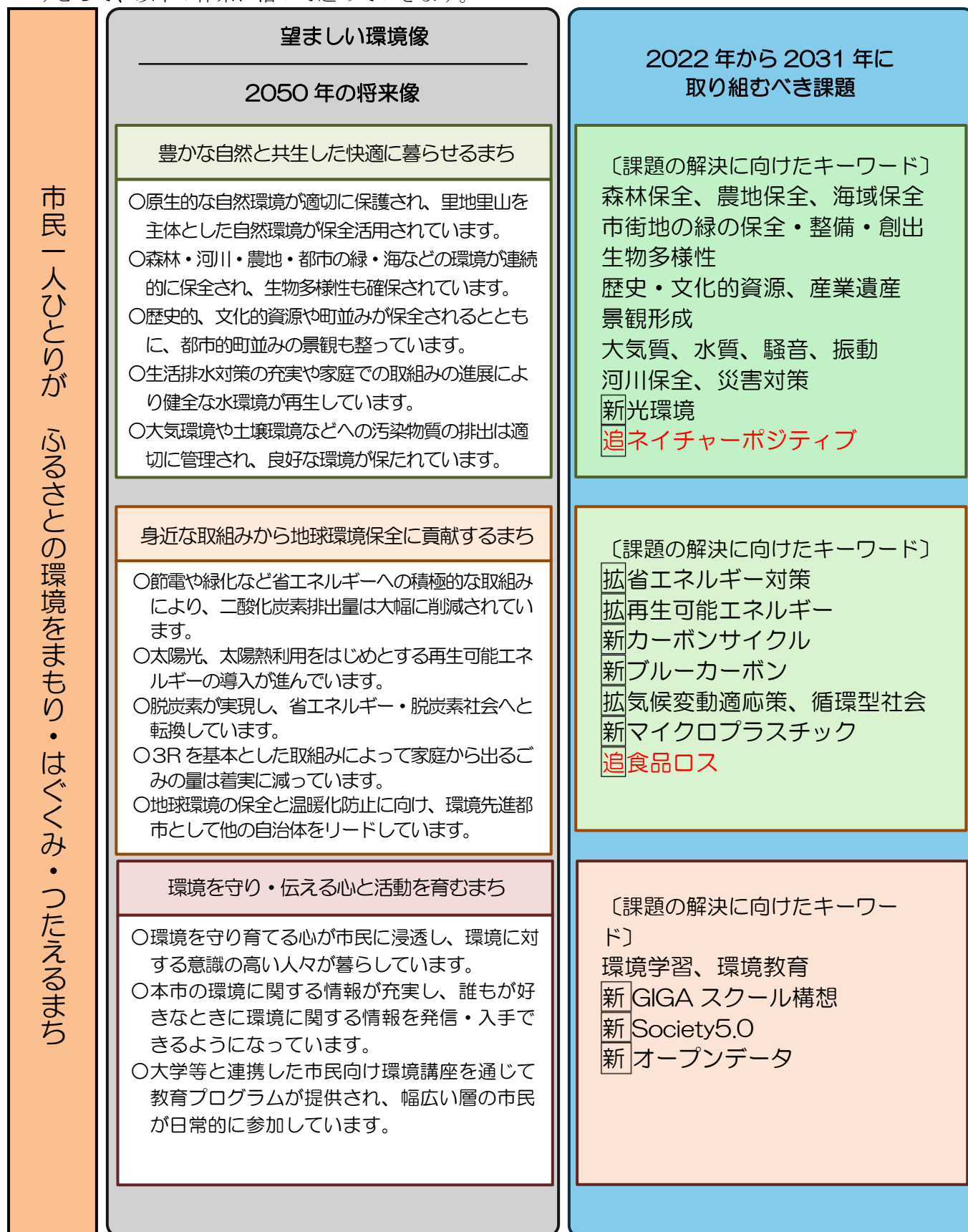
産業分野においても環境保全に関する意識が浸透し、事業規模の大小にかかわらず、環境マネジメントシステムの導入や環境に配慮した事業・生産活動が積極的に展開されています。

第4章

望ましい環境像の実現に向けて

第1節 取組みの体系

第3章で示した本市の「望ましい環境像」の実現に向けた取組みは、市・市民・事業者の協働の取組みとして、以下の体系に沿って進めていきます。



施策の方針

取組みの柱

SDGsの達成に向けた 施策の推進

- 豊かな自然環境の保全と活用
 - 人との関わりが深い自然環境の保全
 - 自然とのふれあいの推進
 - 生物多様性の保全
- 緑あふれる美しい町並みの創出
 - 市街地の緑の保全と整備・創出
 - 歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用
- 水・水辺環境の保全・向上
 - 健全な水質と水循環の確保
 - 水辺環境の保全とふれあいの創出
- 良好な大気環境等の保全
 - きれいな空気や静かな環境等の保全
 - 光環境の保全



- 脱炭素社会の形成（気候変動対策）
 - 省エネルギー対策の推進
 - 再生可能エネルギーの導入促進
 - カーボンサイクルの推進
 - 気候変動を見据えた適応策の推進
- 資源循環型社会の形成
 - 廃棄物の排出抑制と資源の循環的利用の促進
 - 不法投棄防止対策の促進
- 広域的・国際的取組みの展開
 - 地域を越えた連携と国際的な協力の推進



- 環境教育・環境学習の推進
 - 学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進
- 環境情報の充実
 - 利用しやすい環境情報の整備と発信
- 市民・事業者等の環境保全活動の促進
 - 環境保全活動への参加促進と取組みの支援



環境先進都市の 形成に向けた 重要な取組み

カーボンニュートラルエリアの形成に向けた取組み

スマートシティの形成に向けた取組み

技術連携プラットフォームの形成に向けた取組み

有機性廃棄物のエネルギー化に向けた取組み

木質バイオマスの利活用に向けた取組み

次世代エネルギーの普及促進に向けた取組み

自然共生の推進に向けた取組み

エリア別 環境 配慮指針

市街地
エリア

里地里山
エリア

里海
エリア

第2節 望ましい環境像を実現するための取組み

1 豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

取組みの柱1 豊かな自然環境の保全と活用

(1) 人との関わりが深い自然環境の保全

現 状

本市は、中国山地に連なる山々から瀬戸内海まで、多様な自然環境を有しています。土地利用の面からみても、森林、原野、農地、水面・河川・水路を含む自然的土地利用が全体の約77%を占めています。

本市の森林（民有林）は約83%が天然林ですが、そのほとんどは二次林※であり、人との関わりが深い里山※といえます。本市では、森林整備計画等に基づき、森林の公益的機能に応じた森林施業の実施や、ひろしまの森づくり事業の活用等による市民参加による森林整備の取組みの推進などを行ってきました。

農地は、本市の土地利用の約12%ですが、このうち約89%を占める水田は、水源かん養機能や自然環境維持機能、良好な景観形成機能など、多面的機能を有しています。本市では、農業振興基本計画等に基づき、農業振興と併せて農地の有する多面的機能を活かすための取組みを進めてきました。特に、長い歴史と伝統に培われた景観として大切に守られ継承されてきた「緑豊かな山並みを背景に、赤瓦の集落や茅葺きの民家とその周辺に広がる農地の景観」は、本市の原風景ともいえる景観として保全することが重要です。

三津湾は海面養殖業を中心に水産業の場として活用されています。特に、古くからカキ養殖が盛んに行われるなど、人との関わりが深い里海となっています。

課 題

森林所有者等の高齢化や後継者不足などから、管理不足による竹林の拡大や松枯れなどの森林の荒廃、耕作放棄地の増加などによる自然環境の悪化が懸念されています。また、これまで人の手によって適切に維持・管理されてきた森林や農地の荒廃は、シカやイノシシ等による鳥獣害が増加する要因ともなっています。

近年では、地球温暖化に伴う海水温の上昇がみられ、漁獲量の減少など里海を取り巻く環境の変化が懸念されています。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 森林の保全

地域による森林整備の取組み等により、水源かん養機能や景観維持等、森林が有する公益的機能の保全を目指します。

● 農地の保全

農地が農地として持続的に利用されるような取組みにより、農地の多面的な環境機能（保水機能や生物の生息環境、田園景観の重要な構成要素等）の保全を目指します。

● 海の保全

水産資源の持続的な活用を図りながら、自然環境としての里海の保全を目指します。

※ 二次林：一次林（天然林や原生林）の伐採や災害などにより失われた後に、自然に再生した森林。

※ 里山：集落や農地等に隣接し、燃料や木材、食糧などを供給し人々の生活と深い関わりをもってきた森林。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
多面的機能の発揮に寄与する森林整備面積	290ha/年 (令和2年度)	186ha/年 (令和7年度)	308ha/年 (令和13年度)
木の駅事業※での受け入れ量	132t/年 (令和2年度)	183t/年 (令和7年度)	200t/年 (令和13年度)
地力増進支援事業※によるたい肥投入面積	161.8ha/年 (令和3年度)	230.1ha/年 (令和7年度)	現状維持 (令和13年度)

各主体の主な取組

■ 市の取組み

- 市民や事業者が森林整備に参加する仕組みづくりを検討し、土砂災害の防止にもつながる森林の整備に努めます。
- 国の施策とも連携しながら、農地が有する多面的な環境機能の保全や本市の原風景ともいえる田園景観の保全に努めます。
- 地力増進支援などによる助成制度により、環境保全型農業を促進します。
- 漁場環境の保全策等を通じて、健全な里海の保全・再生を推進します。

■ 市民の取組み

- 地域の森林や農地、海を地域で支える取組みを進めます。
- 本市産の農林水産物を積極的に利用し「地産地消」に貢献します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄などはいけません。
- 財産区有林や個人所有の森林では適切な管理を行い、森林の公益的機能の維持・向上に努めます。

■ 事業者の取組み

- 農業を継続して行い、農地としての持続的な利用に努めます。
- 地域の森林や農地を地域で支える取組みに参加・協力します。
- たい肥等による土づくりや農薬、化学肥料の使用量の低減など環境保全型農業の推進を目指します。
- 開発事業においては、環境保全対策等を十分に講じます。
- 水産資源の適切な維持管理による持続的な海の利用に努めます。
- 廃船や廃漁網などを海域に不法投棄しません。



農林水産物（米）

※ 木の駅事業：市民が伐採した木を買い取ることによって森林整備を促進する事業。

※ 地力増進支援事業：地力（作物を生育させる力）の増進を図るため、農地へたい肥を投入する経費の一部を助成する事業。

（２）自然とのふれあいの推進

現 状

自然とのふれあいは、私たちの生活にやすらぎを与え、自然とふれあい、その大切さを知ることによって自然環境の保全、生態系の保全意識を高めることにもつながります。

本市では、市民が自然とふれあえる場として、憩いの森公園、二ツ山公園、わにぶちの滝公園、県央の森公園、やすらぎの園、深山峡公園、龍王島自然体験村、あきまろの里公園の８つの自然公園を整備しています。

特に、憩いの森公園（龍王山）では、市民、事業者等による自発的な水源の森づくりの活動が行われるなど、より積極的な自然とのふれあいが営まれています。



憩いの森公園

課 題

市民アンケートでは、「自然とのふれあい」について、72.0%の市民が「重要」、「やや重要」と回答している一方、「満足」、「ほぼ満足」と回答した市民は 56.5%にとどまっています。今後は、自然とふれあうことができる場や機会を維持・充実していくことが課題となっています。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

- 自然とふれあうことができる場づくり
森林、河川、海などの本市が有する多様な自然環境と、安全に楽しくふれあうことができる場づくりを目指します。
- 自然とふれあえる機会や活動の充実
自然とふれあうことによって、自然環境に対する理解や愛着を深め、環境保全に対する自主的な行動の促進を目指します。



各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
自然公園の利用者数	102,900 人 (令和2年度)	142,234 人 (令和7年度)	120,000 人 (令和13年度)

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 憩いの森公園、龍王島自然体験村などの自然体験施設の適正な管理を行うとともに、子どもから大人まで安心して自然とふれあえる空間の充実に努め、利用促進を図ります。
- 自然体験教室や自然観察会、市民参加型自然環境調査など、自然とふれあう機会となるイベントを開催します。
- 人材バンクのうち環境に関するものや講習会等を活用し、指導者やガイドなどの育成・登録を推進します。
- 農林水産事業者や宿泊施設、環境保全団体、観光事業者等と連携し、本市の里地里山・田園・里海を活用したグリーンツーリズムの取組みを促進します。

■ 市民の取組み

- 市や環境保全団体が主催する自然観察会や市民参加型自然環境調査に参加します。
- 市民農園の利用や農業体験活動に参加します。
- 地域の自然を紹介するイベントなどを開催します。
- 環境に関する講習会等で本市の環境について学び、人材バンクへの登録を目指します。



オオサンショウウオ

■ 事業者の取組み

- 体験農業や森林整備活動など市民が自然とふれあう活動の場を提供するとともに、活動を支援する指導者等の派遣や、活動支援を行います。
- 農林水産事業者や宿泊施設、環境保全団体、観光事業者などが連携し、本市の多様な自然環境を活用したグリーンツーリズムの企画・運営に取り組みます。



森林整備活動

(3) 生物多様性の保全

現 状

森林、河川、農地、ため池、海などの本市の多様な環境は、生物の生息・生育の場としても重要な役割を果たしています。

特に、市内に約 3,500 箇所ある農業用ため池や、農耕地内を流れる小河川は、貴重な水草や湿性植物、両生類や昆虫類など、多くの野生動植物の生息・生育環境となっています。基礎調査において確認された重要な動植物をみると、生活史の全て又は一部を水環境と関わりながら生活するものが多く記録されています。

一方で、近年ではオオキンケイギクやカミツキガメ、ヌートリアなどの特定外来生物の生息・生育が確認されており、在来の生態系への影響が懸念されています。



オオキンケイギク



ヌートリア



アライグマ

課 題

近年の短時間の豪雨による、堤体の決壊・破損による下流への被害により、防災重点ため池の指定などが進められています。農業用水として利用されていないため池に関しては、今後廃止に伴う防災措置が進められることから、市内ため池における希少生物の分布について、早急に把握する必要があります。

また、耕作放棄地の増加など、農耕地を含む周辺環境の維持管理が行われなくなり、多くの生物の生息・生育環境が失われつつあります。これら環境を維持するためには市民活動の活性化を図るとともに、その活動を支援する仕組みの充実が望まれます。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 生物多様性の保全

本市を特徴付ける、農耕地やため池などの混在する身近な里地里山環境に、多数の生物が生息・生育することを認識し環境保全意識を高め、これら環境を維持、整備することで生物多様性の保全を目指します。



各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
動植物調査で確認された種数 (ただし、外来生物は除く。)	動物(鳥): 167 種 植物: 127 種 (令和 2 年度)	動物(鳥): 167 種 植物: 127 種 (令和 7 年度)	現状値より増加
希少野生動植物の指定	0 種 (令和 3 年度)	0 種 (令和 7 年度)	現状値より増加
豊栄町清武周辺のオオサンショウウオ個体数	23 個体 (令和 3 年度)	延べ 46 個体 (令和 7 年度)	現状値の維持

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 生物の生息・生育状況及び環境条件を調査・公表し、その生息・生育環境の保護に努めます。
- 特定外来生物による生態系への影響を防止するため、生息実態調査や駆除対策などの実施を検討します。
- 生物の生息・生育状況や特定外来生物の生息実態調査に当たっては、環境 DNA*調査などの手法の活用を検討し、効率的かつ広範囲での調査を検討します。
- 自然体験教室、自然観察会、市民参加型自然環境調査など、自然とふれあうイベントを開催します。
- 市内の希少な動植物を希少野生動植物種として指定し、保護・保全に努めます。
- 河川整備や農地整備に当たって、生物の生息・生育に配慮した整備に努めるとともに、地権者へ生物多様性保全の必要性を説明することで、合意形成を図り、生物多様性の保全意識を高めます。
- 公園・緑地や水辺の整備などにより、都市部における生物の生息・生育環境を創出し、山から海まで連続した生態系ネットワークの保全・創出に努めます。
- 農地などの良好な保全と質的向上を図るための地域における共同活動や環境にやさしい営農活動を支援し、農村環境の保全と生態系保全に努めます。

■ 市民の取組み

- 市や環境保全団体が主催する希少な動植物等の保護活動や生き物調査などに参加します。
- むやみに生物の生息・生育環境に立ち入ったり、生物を捕獲、採取したりしません。
- 河川整備や農地整備における生物多様性に配慮した工法への理解を深めるとともに、身近な環境に多数の生物が生息することを認識し、保全意識を高めます。
- 特定外来生物は飼育しません。また、既に飼育している場合は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」の規定に従い、許可を受けた上で適切に管理し、野外へ話したり遺棄したりしません。

■ 事業者の取組み

- 開発事業の実施に当たっては、生物の生息・生育環境に配慮します。
- 事業内容や環境保全対策について地域への説明をしっかりと行い、理解が得られるよう努めます。

※ 環境 DNA：各生物種が持つ、特異的な遺伝情報物質である DNA のうち、水中等に遊離して存在しているもの。
水中等に存在する DNA を解析することで生物種の在・不在を判定することができる。特定の種のみ解析する「種特異的解析」と、調査場所に生息する複数の種を一度に解析する「網羅的解析」などの解析手法がある。

取組みの柱2 緑あふれる美しい町並みの創出

(1) 市街地の緑の保全と整備・創出

現 状

本市では、**第2次計画**や都市計画マスタープランなどに基づき、都市公園や公共施設等の緑化を進めてきました。JR 西条駅から広島大学までの一般県道西条停車場線及び市道西条駅大学線は、ブルバール（フランス語で「大通り」）として整備され、電線の地下埋設や連続する街路樹により、良好な街路景観が形成されています。

本市の都市公園の総数は、**令和7（2025）年度現在で433箇所**となっており、着実に整備が進んでいます。

都市公園の内訳を見ると、設置箇所数の95%が街区公園の小規模な公園ですが、これらの公園は、市民の身近な憩いの空間となっています。

課 題

本市では、公園里親制度を通じて、市民協働による公園緑地の維持管理に取り組んでいます。

市民アンケート調査では、「市街地の緑（公園、緑地、都市型農地など）」について、77.7%の市民が重要、やや重要と回答している一方で、「満足」、「ほぼ満足」と回答した市民は41.9%にとどまっており、地域によっては、公園や緑地の整備が住民ニーズに十分に答えられていないことが考えられます。

市街地における公園や緑地は、市民の身近な憩いの空間として、やすらぎや潤いを与える場であるとともに、都市部の生態系ネットワークを形成する役割も担っています。今後は、公園緑地が有する多面的な効果の浸透や市民が求める多様なニーズに対応するためにも、市民と行政がパートナーとなって、着実な整備と適切な維持管理を進めていくことが求められます。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 市街地の緑の保全

公園や街路樹、生垣などを適切に維持・管理し、私たちの生活に潤いを与えるとともに、都市部における多様な生物の生息環境でもある、市街地の緑の保全を目指します。

● 市街地の緑の整備・創出

公共施設や民有地等の緑化、公園の整備等により、市街地の緑の整備・創出を目指します。

● 総合的な景観形成の推進

良好な景観形成のためのルールづくり等により、快適で質の高い町並みの形成を目指します。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
一人当たりの都市公園面積	約 6.4 m ² /人 (令和 2 年度)	約 6.55 m ² /人 (令和 7 年度)	約 6.5 m ² /人 (令和 13 年度)

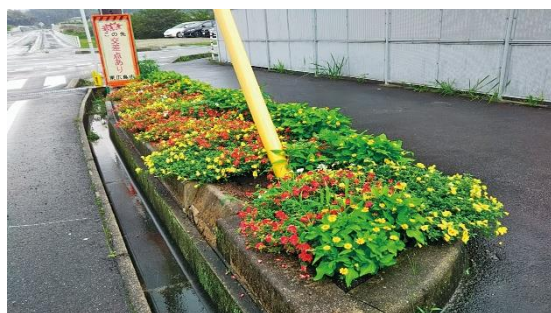
各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 地域ごとの配置バランス等に配慮した公園整備を推進します。
- 公園里親制度を活用し、市民や事業者と協働した公園等の維持管理を推進します。
- 積極的に公共施設等の緑化を図ります。
- 地区計画や緑地協定等の制度を活用し、民有地等の緑化を推進します。
- 市民主体の緑化を促進するため、環境保全団体や地域の住民活動との連携強化を図るとともに、緑に関わる人材の育成を推進します。
- 花いっぱい運動など市民の創意で市民が楽しめる取組みを支援します。
- 景観法に基づく景観計画の策定等を検討します。
- 道路や公共施設等の整備に当たっては、周辺景観との調和や地域特性に配慮したデザイン・構造を採用するとともに、緑化を推進します。

■ 市民の取組み

- 地域コミュニティによる市民参加の公園づくりや公園里親制度などに参加します。
- 自宅の緑化を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。
- 地域の花いっぱい運動や花壇づくりに参加します。
- 自宅の建て替え、改修などにおいては、周辺景観との調和に努めます。



花いっぱい運動

■ 事業者の取組み

- 事業活動の一環として公園里親制度や地域の花いっぱい運動などに参加します。
- 事業所や工場など、敷地内の緑化に努め、適切な維持管理に努めます。
- 屋外広告物などについては、周辺景観と調和したデザインの採用に努めます。
- 建物の建築や開発事業の実施にあたっては、周辺景観との調和に努めます。

（２）歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用

現 状

本市には、旧木原家住宅をはじめとする国指定文化財や広島県指定文化財、旧石井家住宅をはじめとする市指定文化財、志和町の時報塔をはじめとする国登録有形文化財など計 229 件の指定・登録文化財があり、特に、史跡や建造物、祭事等の無形民俗文化財は、本市の歴史的景観や伝統文化を現在に伝える重要な環境資源といえます。

西条地区は、灘、伏見と並び称される全国有数の酒どころであり、JR 西条駅前の「西条酒蔵通り」には、れんが造りの煙突やなまこ壁、白壁の酒蔵、赤瓦の屋根、黒塗りの格子など、情緒豊かな町並みの景観が形成されています。

高屋地区の白市には、江戸時代初期（寛文 5（1665）年）に建てられた旧木原家住宅（国重要文化財）をはじめ、明治・大正期に建てられた町家や寺社などが残されており、当時の面影を今に伝える歴史的な町並みの景観が形成されています。

また、これらの酒造関連遺産は、平成 20（2008）年に西条の「日本酒醸造関連遺産」として経済産業省の近代化産業遺産に認定されました。さらに平成 29（2017）年には国際記念物遺跡会議（イコモス）の国内委員会により、西条の酒造施設群が日本の 20 世紀遺産 20 選の一つに選定されています。

課 題

西条酒蔵通りでは、歴史的、情緒的な町並みと調和しない色彩や規模の建築物等が立地することにより、良好な景観が損なわれることが懸念されています。また、近代化産業遺産等選ばれた酒造施設群は、建造物だけでなく、酒造りの文化や伝統的な営みを含めて評価されたものです。これらを将来にわたって継承していくためには、酒造りに必要不可欠な良好な地下水を保全する必要があります。

歴史的資源や歴史的な町並みは、地域の自然的・社会的条件のもとで形成され、先人たちによって受け継がれてきた貴重な環境資源です。これらを適切に保全するとともに、地域の魅力や個性を高める資源として活用しながら東広島らしいまちづくりを進めることが求められます。



酒蔵通り

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 歴史・文化的資源の保全・活用

歴史・文化的資源を適切に保全するとともに、地域の歴史を学ぶ教材等として活用し、先人たちから受け継いだ貴重な環境資源の保全に努めます。

● 産業遺跡等の保全

西条酒蔵通りを中心とする酒造施設群を本市の文化として将来に継承するため、良好な景観を維持するとともに、酒造り文化を支える地下水の保全に努めます。

● 歴史的な町並みの保全

白市の町並みなど、本市が有する歴史的な町並みの保全と活用を目指します。

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 歴史公園等としての史跡の整備・公開等を検討します。
- 人材バンクや環境に関する講習会等を活用し、歴史・文化資源の保全や活用に携わる指導者やガイドの育成・登録を推進します。
- 市民が地域の歴史、文化に触れ、学び、交流する機会を提供します。
- 地域の歴史的な町並みの景観や歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- 道路や公共施設の整備に当たり、歴史的な町並みの景観との調和に配慮した設計を行います。
- 赤瓦、白壁、茅葺き屋根等、本市の景観を特徴付ける素材を活用した住宅建築に対する支援策について検討します。
- 近代化産業遺産等の保全に向け、本市の文化も含めて守られるよう検討します。



赤瓦

■ 市民の取組み

- 地域の伝統行事や歴史・文化的資源の保全活動に参加します。
- 地域の伝統や文化を子どもたちに伝えます。
- 赤瓦の集落と農地が織りなす田園景観を保全するため、家屋の建て替え時等には、周辺景観に配慮します。
- 自宅の建て替え、改修等においては、歴史的な町並みの景観との調和に努めます。

■ 事業者の取組み

- 地域の伝統行事や歴史・文化的資源の保全活動に参加します。
- 開発事業を行う場合は、埋蔵文化財に留意します。
- 歴史的な景観と調和した屋外広告物等のデザインを採用します。
- 事業所や工場等が歴史的な町並みから視認される場合は、外観の意匠や色彩等に配慮します。



取組みの柱3 水・水辺環境の保全・向上

(1) 健全な水質と水循環の確保

現 状

本市を流れる河川は、黒瀬川、沼田川、太田川、瀬野川、賀茂川、高野川、三津大川、木谷郷川、江の川、蛇道川の水系の源流域に当たり、本市は「水が生まれるまち」といえます。

森林や農地などは、雨水を地面に浸透させ洪水の発生を抑制するとともに、浸透した雨水は時間をかけて地下水等に供給され、本市の酒造りをはじめとする地域の産業や暮らしを支えています。一方、市街地では、雨水が浸透する土の面積が減少していることから、洪水の発生抑制や地下水のかん養につながる自然の水循環の維持・回復が重要となります。

本市と広島県では、公共用水域の汚濁状況を監視するため、黒瀬川、沼田川、太田川、瀬野川、高野川、三津大川、木谷郷川の7水系の河川38地点と安芸津・安浦地先海域の2地点で水質調査を毎年実施しています。また、平成28(2016)年から地下水の水質調査も行っています。

本市では、水質汚濁を低減・防止するために、東広島市污水適正処理構想に基づき、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置支援等を進めています。下水道の処理人口普及率については、東広島市下水道未普及解消整備計画に基づき効率的に下水道を整備することにより向上を図っています。

また、本市において瀬野川水系などで高濃度のPFOS等の検出事例が確認され、健康への影響が懸念されています。

課 題

黒瀬川水系を除き、おおむね環境基準を満たし、比較的良好な水環境が保全されています。黒瀬川では、市街化区域を中心に、生物化学的酸素要求量(BOD※)について経常的に環境基準を満たしていません。

引き続き、「水が生まれるまち」として下流域に対する影響に十分配慮し、着実な生活排水対策推進とともに、市民や事業者による水を汚さない取組みや雨水利用等を促進し、健全な水質と水循環を確保していくことが求められます。

また、生物多様性や生産性の確保が課題となっており、美しく恵み豊かな瀬戸内海の実現に向けた、地域の実情に応じたきめ細やかな水質管理に関する検討や取組みを推進していく必要があります。

PFOS等については、健康影響について分からないところも多いことから、国の動向を注視して速やかに対応できるように努める必要があります。



黒瀬川

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 健全な水質の保全

水を汚さない取組みの実践等により、健全な水質の保全を目指します。

● 適正な水循環の確保と水資源の有効活用

水源となる森林の保全や雨水利用等により、水循環の確保と水資源の有効活用を目指します。

※ BOD：水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量。この値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁負荷が大きいことを示す。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
河川・海域の類型指定水域における BOD・COD の環境基準達成率	65.6% (令和 2 年度)	81.5% (令和 7 年度)	92.4% (令和 12 年度)
(仮) 汚水処理人口普及率 ^(※)	87.1% (令和 2 年度)	89.8% (令和 7 年度)	(仮) 97.3% (令和 13 年度)

※ 汚水処理人口普及率については、東広島市汚水適正処理構想策定結果に基づき、目標値を見直します。

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 東広島市汚水適正処理構想に基づき、効率的、効果的な生活排水対策を推進します。
- 農薬、化学肥料の使用の低減や適正な管理の下での家畜排泄物の堆肥化等、農業活動に起因する水質汚濁の防止を促進します。
- 水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取組みなどに関する啓発事業を推進します。
- 水源かん養機能の高い森林や農地等の保全・維持管理活動を支援します。
- 地下水の環境に関するデータを収集し、観測データに基づく具体的な保全方法について検討します。
- 公共施設等における雨水利用を推進します。
- 美しく恵み豊かな瀬戸内海の実現に向けて、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保を推進します。
- PFOS 等をはじめとした新たな環境問題に関し、国や県のガイドライン等に従い、協働して対応に努めます。

■ 市民の取組み

- 公共下水道等が整備された地域では、速やかな接続に努めます。
- 公共下水道等が整備されない地域では、浄化槽を設置し、適切な維持管理を行います。
- 水を汚さないために家庭で実践できる対策に取り組みます。
- 雨水貯留施設を設置し、洗車や庭の水やりに使用するなど、雨水の有効利用に努めます。
- 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ切り替えるよう努めます。

■ 事業者の取組み

- 農薬、化学肥料の使用の低減や適正な管理の下での家畜糞尿の堆肥化など環境保全型農業に努めます。
- 水の再生利用や雨水の利用など、水資源の有効活用を図ります。
- 建物の建築や開発事業を行う場合は、地下水環境への影響に配慮します。

（２）水辺環境の保全とふれあいの創出

現 状

黒瀬川や棕梨川、沼田川等の河川、ため池やダム湖、三津湾の海岸、干潟などの水辺環境は、多様な生物の生息・生育環境であるとともに、人々の憩いや、やすらぎの場、自然とのふれあいやレクリエーションの場としての役割を果たしています。

本市では、防災や安全性を考慮しながら、水辺における親水性を高める取り組みや、市民、事業者と協力して、河川や海域のごみの不法投棄防止や**散乱ごみの回収**などを進めています。

課 題

本市の河川の多くは、市街地を中心に水路が三面張り※であり、水辺環境とのふれあいから遠ざかっています。特に、平成 30（2018）年 7 月豪雨災害に伴う浚渫や護岸修復を機に、自然護岸も減少しています。

しかし、河川は本来、河岸での花見、釣り、運動などに見られるように、人々の日常的な交流やレクリエーションの場としての機能をもっています。また、自然海岸の少ない本市にとって干潟は、海とのふれあいの場として重要ですが、ヘドロ化や埋立等によって減少しています。

そのため、私たちに多様な恵みを与えてくれる水辺環境を保全しながら、ふれあえる空間をもつまちづくりを進めることが求められています。



護岸修復

市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

● 水辺環境の保全と再生

河川やため池、海などの水辺の自然環境を将来にわたって健全に保全するとともに、失われたり失われつつある水辺環境の再生を目指します。

● 水辺とのふれあいの創出

安全に水辺とふれあえる場づくり等により、市民の憩いの場や、豊かな水辺環境の保全を考える場となる水辺空間の創出を目指します。



※ 三面張り：両のり面全てを、コンクリート、アスファルトなどで被覆し、越流水に耐える構造とした堤防のこと。

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 多様な生物の生息・生育環境機能や優れた水質浄化機能を有する干潟を保全し、干潟の持つ多様な機能の向上や**海辺環境**の保全に努めます。
- 河川整備等に当たっては、広島県と連携し、生物の生息・生育に配慮した「多自然川づくり」や安全に**配慮した**護岸等の整備に努めます。
- 市民や事業者と連携して、河川、海岸の清掃活動や**不法投棄対策**などを推進します。
- 市民参加型の水辺、海辺の生き物調査など**を通じて**、川から海までの流域全体を**視野に入れた**水辺とのふれあい活動を推進します。

■ 市民の取組み

- 河川や海岸の清掃活動に取り組みます。
- 水辺、海辺の生き物調査等に参加・協力します。
- 河川や海岸にごみのポイ捨てや不法投棄**を**行いません。

■ 事業者の取組み

- 開発事業を行う場合は、水辺環境の保全に努めます。
- 干潟の保全**活動**に参加・協力します。
- 廃船や廃漁網などを海域**へ**不法投棄しません。
- 海域や海岸**における漂着ごみ**や不法投棄ごみの回収に取り組めます。



作業状況 付着藻類の採集



作業状況 魚類等の採集



干潟



河川護岸整備

取組みの柱4 良好な大気環境等の保全

(1) きれいな空気や静かな環境等の保全

現 状

本市では、大気汚染の状況を調べるために、市役所本庁舎をはじめ、13箇所の測定地点において年間を通じて測定を行っています。また、西条小学校と河内町入野(旧入野小学校)、竹原高校の3箇所では、広島県が自動測定機を設置し常時監視を行っています。

本市の大気環境は、環境基準項目のうち、光化学オキシダントを除く全ての項目においておおむね環境基準を達成しており、良好な環境が維持されています。

また、騒音問題については、環境基準適合状況等の監視や環境騒音の実態を把握するため、道路交通センサスを基に自動車騒音調査や、地域を代表する地点で環境騒音調査を行っています。本市の騒音レベルは、自動車騒音、環境騒音ともにほぼ全ての地点について、環境基準を満たしています。

課 題

光化学オキシダントは、基準値を超過する年度が続いています。その要因は自動車排ガスや工場等から排出される大気汚染物質の移流などがあり、本市だけで解決できる課題ではなく、広域的な対応が必要となっています。また、健康被害が出ないよう本市の光化学オキシダント対策実施要領に従い、関係機関と連携しながら注意喚起等行う必要があります。

騒音に関する苦情は、過去10年間、年間10～25件で推移しています。騒音は騒音規制法に基づく特定工場や特定建設作業によるものだけでなく、生活音に関するものや、低周波音など規制のないものについての相談も増えています。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 大気環境の保全

空気を汚さない取組み等により、きれいな大気環境の保全を目指します。

● 静かな環境の保全

日常生活や事業活動から騒音を発生させない取組み等により、静かな環境の保全を目指します。



環境騒音測定



自動車騒音測定

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
大気汚染に係る環境基準項目のうち ^(※) 、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の適合率	100% (令和2年度)	100% (令和7年度)	現状維持 (令和13年度)
環境騒音に係る環境基準適合率	97.0% (令和2年度)	93.0% (令和7年度)	現状維持 (令和13年度)

※ 光化学オキシダントについては本市だけでは解決できない問題を含んでいるため目標には含めない。

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 大気汚染や騒音の低減のため、交通渋滞対策やエコドライブの啓発活動などを行います。
- 1時間値が0.12ppmを超過する光化学オキシダントが観測された場合、関係機関と連携し、市民に広く注意喚起を行います。
- 公用車の車両台数の見直しや、低排出ガス認定車の導入などを推進します。
- 野焼きや廃棄物の不適正な焼却の防止に向け、啓発・指導を行います。
- 自動車騒音防止のための沿道環境対策を推進します。
- 航空機や鉄道の騒音について、関係機関と連携して静かな環境の保全に努めます。
- 騒音・振動規制区域について、土地利用の状況を踏まえた見直しを検討します。

■ 市民の取組み

- エコドライブの実践や、公共交通機関の利用を心がけます。
- 低燃費車や低排出ガス認定車の購入・使用に努めます。
- 大気汚染や悪臭の原因となる家庭ごみ等の野焼きや自家焼却を行いません。
- 楽器や音響機器などの使用の際には、近隣住民への配慮に努めます。

■ 事業者の取組み

- 大気汚染や騒音・振動に係る法令を遵守するとともに、周辺環境への影響の低減に努めます。
- 樹木による大気浄化機能の向上を図るため、工場敷地内等の緑化に努めます。
- 共同輸送や配送ルート効率化などによる物流の合理化を検討します。
- 業務用車両は、低燃費車や低排出ガス認定車の導入・使用に努めます。

(2) 光環境の保全

現 状

本市の光環境についてみると、令和 7（2025）年度に実施した夜空の明るさ調査※では、憩いの森公園上空において 18.61 等級であり、住宅地の明るさ相当となっています。

本市では、広島県が実施する地球温暖化防止の啓発事業である「CO2 削減/ライトダウンキャンペーン」を推進しています。

また、本市には、国内の大学が所有する望遠鏡としては 4 番目の規模を誇る「かなた望遠鏡」を備える東広島天文台があり、天体観測研究が行われています。

等級 (mag / 〃)	明るさの目安
21 以上	天の川の複雑な構造が確認でき、星団などの観測ができる
20 以上～21 未満	山や海などの暗さ、天の川がよく見られる
19 以上～20 未満	郊外の暗さ、天の川が見え始める
18 以上～19 未満	住宅地の明るさ、星座の形がよく分かる
17 以上～18 未満	市街地の明るさ、星座の形が分かり始める
17 未満	都市部の明るさ、星はほとんど見られない

課 題

西条町をはじめとする市街化区域は、住宅や商店等の建設が進んでいます。景観や周辺環境を保全していくためには、光害への適切な対策が必要になります。光害は、照明器具から出る光が、必要な範囲を超えて漏れたり、周辺環境に適さない明るさや色であったり、必要のない時間帯にまで点灯されることで起こります。

光害は、居住者の安眠やプライバシーを阻害するほか、植物や野生生物の成長や生息に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、無駄な照明はエネルギーの浪費にもつながることから、適切な管理が求められています。

近年は、一般照明用の蛍光灯の製造や輸入が令和 9（2027）年末までに禁止されることから、従来の照明から LED 照明への切り替えが急速に進んでいます。LED 照明は配光制御が容易で省エネルギー効果が高い一方、これまでの照明とは異なる特徴があることから、光害防止のため、導入の際には留意が必要です。

一方で、必要以上に明るさを下げることは、交通安全や防犯面で支障を生じるおそれがあることから、安全性とのバランスを考慮した適切な光環境の形成が求められています。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 光環境の保全

国のガイドラインに従い、無駄な明るさを減らし、光害の抑制に努めます。

※ 夜空の明るさ調査：環境省が星空観察を通じて光害（ひかりがい）や大気汚染等に気づき、環境保全の重要性について関心を深めることを目的に実施している調査。投稿されたデータを基に、解析されたデータが公表される。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
憩いの森公園上空における夜空の明るさ（※）	19.03 等級 （令和3年度）	18.61 等級 （令和7年度）	現状維持 （令和13年度）

※ 夜空の明るさは、天頂付近の天空の写真上で星が存在しない背景の明るさを示したもので、値が大きいくほど夜空が暗い（星が見えやすい）ことを示す。



無駄な照明のイメージ

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 美しい星空や穏やかな夜の環境を保全するため、光害の抑制に関する啓発に努め、本市の**良好な景観や星空の保全を推進します。**
- 公共施設や街灯を設置する際には、**国のガイドライン等に基づき、光害の防止に努めます。**

■ 市民の取組み

- **住宅周辺の証明は、必要な明るさを確保しつつ、過剰な照明とならないように努めます。**
- **ときには照明を落として四季折々の自然や夜空に親しみます。**
例：旧暦の七夕、中秋の名月、月食・スーパームーンや流星群などの天体ショー、キャンドルナイト、ホテルの観察 など

■ 事業者の取組み

- 屋外照明や広告看板等を設置する際は、**国のガイドラインに従い光害の防止に努めます。**

2 身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち

取組みの柱1 脱炭素社会の形成（気候変動対策）

（1） 省エネルギー対策の推進

現 状

平成 27（2015）年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、世界の平均気温上昇を産業革命前から 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力目標が定められました。また、これに向けて、全ての国が温室効果ガス排出削減目標（NDC）を 5 年ごとに提出・更新する枠組みが構築されました。こうした国際的な動向やパリ協定の目標達成に向けた取組みを踏まえ、国では令和 3（2021）年に 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを加速しています。その後、より一層の温暖化対策の推進に向け、地域における再生可能エネルギーの活用や脱炭素化の推進、二国間クレジット制度（JCM）の実施体制の強化等を目的として、令和 6（2024）年に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されました。

本市では、令和 4（2022）年 3 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた基本的な方向性を明確にしました。その後、令和 6（2024）年には、国の動向や地域特性を踏まえ、「東広島市地球温暖化対策実行計画」を改定し、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、適応策の強化など、総合的な取組みの推進を図っています。

さらに、令和 6（2024）年 9 月には、住宅・事業所・公共施設・大学など多様な主体を対象とした先進的な脱炭素の取組みが評価され、県内で初めて脱炭素先行地域に選定されました。

これらの取組みを通じて、本市は「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地域全体での脱炭素化の取組を一層加速させています。

課 題

本市の温室効果ガス排出量は、基準年である平成 25（2013）年度に比べ、平成 30（2018）年では 11.4%増加しています。国は、平成 25（2013）年度比で温室効果ガスを、令和 12（2030）年までに 46%、令和 17（2035）年度までに 60%削減することを公表しており、本市においても目標達成に向けて省エネルギー対策、エネルギーの脱炭素化等を推進する必要があります。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 省エネルギー機器等の普及

家庭やコミュニティ、事業所等に再生可能エネルギーの導入や、エネルギーマネジメントを浸透させ、幅広い分野のスマートシティ※化を図ります。

● 地球温暖化防止、脱炭素社会構築のための仕組みづくり

地球にやさしいライフスタイルへの転換など、市民一人ひとりの知恵と工夫により、地球温暖化の防止や脱炭素社会を実現していくための効果的な仕組みづくりを目指します。

● 地産地消の促進

地場農産物の販売促進や学校給食、飲食店での利用拡大等により、フードマイレージの削減にもつながる地産地消の促進を目指します。

● 省エネルギー活動の推進

市民一人ひとりがライフスタイルを見直し、日常生活や事業活動における省エネルギー活動を推進することにより、持続可能な環境都市の実現を目指します。

※ スマートシティ：最先端の技術により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させることにより、人々が安心・安全に暮らせるまち。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
市域の温室効果ガス排出量（※）	1,489 千 t-CO ₂ （平成 25 年度）	1,295 千 t-CO ₂ （令和 7 年度）	46%以上削減 （令和 12 年度）

※ 温室効果ガス排出量に、排出係数を乗じて、二酸化炭素の重量に換算した値。なお、半導体産業分は別途進捗を確認するものとする。

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- エコネットひがしひろしま等と連携し、地球温暖化防止に関する市民や地域、事業者の取組みを促進、支援するための仕組みづくりを検討します。
- 住宅のスマートハウス※化を支援し、家庭の脱炭素化・省エネルギー化を進めます。
- 産業部門、その他業務部門における省エネルギー設備等の導入を支援します。
- 市民や事業者と協力して、二酸化炭素吸収源となる森を育てるための森林整備を推進します。
- 事業者等と連携して、安全で利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。
- 自転車利用等の促進（自転車シェアリングの実施等）を検討します。
- **公共施設の省エネルギー対策を進めるために、ESCO 事業※を推進します。**
- 公共施設における電気機器の使用を最小限に抑えるとともに、新築や改修時には、複層ガラスやコージェネレーションシステム※、LED 照明等の導入のほか、屋上・壁面緑化等、建築物の省エネルギー化を推進します。

■ 市民の取組み

- エコドライブの実践や、公共交通機関の利用を心がけます。
- 東広島産の農産物等を購入するなど、地産地消に取り組みます。
- 日常生活における省エネルギー活動は、無理なくできる活動から始めて、楽しみながら習慣化していきます。
- エコネットひがしひろしま等が実施する省エネルギーキャンペーンや講習会等に積極的に参加・協力します。



エコネットひがしひろしま交流会

■ 事業者の取組み

- 共同輸送等による物流の合理化などを検討します。
- 商店街や協力関係がある小売店等で使えるエコポイント制度等の取組みを検討します。
- ノーマイカーデーの設定など自動車利用の在り方を検討します。
- 従業員に対して省エネルギー等に関する研修を行い、意識の高揚を図ります。
- 社内における省エネルギー活動に関するルールを定め、実践します。
- OA 機器や照明機器、空調機器などは省エネルギー型機器を選びます。
- 事業所等の新築や改築時には、省エネルギー性能の高い建築物を採用します。
- 事業所の省エネルギー対策を進めるために、ESCO 事業※の導入を検討します。

※ スマートハウス：IT（情報技術）を使うことにより家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅。

※ コージェネレーションシステム：発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気又は温水として取り出し、冷暖房や給湯等に使用するなど、総合的にエネルギー効率を高めるシステム。

※ ESCO 事業：Energy Service Company 事業の略。既設の各種ビル、工場設備などを対象に省エネルギーの成果を保証して改修工事を包括的に実施するビジネス。

（２）再生可能エネルギーの導入促進

現 状

本市は、令和 5（2024）年度に環境省の「重点対策加速化事業」に採択されたことに伴い、「東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業（事業者用）（令和 5（2023）年 9 月開始）」を事業者向けに実施することで、再生可能エネルギーの導入を促進しています。これに加え、小学校や地域センター等の公共施設に太陽光発電システムの導入を実施しました。また、住宅においては、「スマートハウス化支援補助金制度」や「東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業（住宅用）（令和 5（2023）年 8 月開始）」を実施することで、再生可能エネルギーの導入を促進しています。その結果、自宅に太陽光パネルを設置している世帯の割合※が 11.9%（令和 6（2024）年度）となり、他の地方公共団体と比べて高い比率となっています。

※FIT・FIP 認定件数（10kW 未満）を世帯数で除した値

課 題

本市の再生可能エネルギーの期待可採量は、太陽光エネルギー、バイオマスエネルギーが大半を占めています。再生可能エネルギーの導入に関しては、景観や野生生物・生態系等の自然環境、騒音等の生活環境や土砂災害警戒区域等の土地の安定性への影響といった様々な懸念や問題について、地域の自然的社会条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他公益への配慮が必要になります。

さらに、比較的日射量も多く、森林資源の賦存量から見た木質系バイオマス資源も豊富なことから、地球温暖化の防止や脱炭素社会の形成の上からも、再生可能エネルギーの着実な導入を目指していくことが求められます。

太陽光発電の期待可採量と、温室効果ガス排出削減量

期待可採量（※）	期待可採量の推計条件	温室効果ガス 排出削減量
年間 496,926 千 kWh （設備容量：407 千 kWh）	建築物の面積に、建築用途ごとの設置係数を乗じて設置可能面積を算出し、ポテンシャルを推計。 出店：環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）	290,701 t-CO ₂

※ 期待可採量とは現在及び将来（想定している期間内）のエネルギー利用技術等の制約要因を考慮した上で、エネルギーとして開発利用の可能性が期待される量のこと。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 再生可能エネルギー導入の推進

東広島市に適した再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
再生可能エネルギー導入容量	22.1 万 kW (令和元年度)	28.9 万 kW (令和 7 年度)	29.9 万 kW (※) (令和 12 年度)

※東広島市地球温暖化対策実行計画における目標

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 家庭、事業所等における太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進します。
- 公共施設に、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器を積極的に導入します。
- 大学等と連携して先進的な太陽光発電システム等の導入を検討します。
- 太陽光発電システムの設置に際しては、地域と事業者が適切なコミュニケーションを図ることができるよう、東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の適切な運用に努めます。
- 太陽光発電システムのリサイクルが適切に推進されるよう、国、県等を連携した対応を行います。
- 未利用エネルギー（地中熱、バイオマス、小水力等）の導入について検討します。
- 電力会社や大学、企業等と協働し、住宅団地等をモデルケースとしたスマートグリッド*の導入について検討します。
- 再生可能エネルギー機器に関する情報やグリーン電力証書等についての情報提供など、再生可能エネルギーの導入等に関する普及・啓発を推進します。



Ｊクレジット

■ 市民の取組み

- 新築や改築時には、太陽光発電システム等、再生可能エネルギー機器の導入に努めます。
- 「木の駅」での伐採木の買い取り制度の活用を推進し、地域材の薪・ペレット等の活用を進めます。

■ 事業者の取組み

- 工場、事業所等において太陽光発電システム、コージェネレーションシステム等の再生可能エネルギーの導入に努めます。
- もみ殻や稲わらなどの未利用バイオマスは、堆肥化、燐炭化、飼料化などへの利活用を積極的に推進します。
- 製材残材や建設廃材、林地残材をチップ化し、事業所や工場等のボイラー燃料として活用します。
- 太陽光発電システムの適切な稼働・リサイクル等に努めます。

※ スマートグリッド：電力網の末端（家庭やビルの計測器）と供給側（送電施設等）に通信機能や計算機能を付加し、電力の需要と供給を自立的に最適化する機能をもたせることにより、省エネルギーとコスト削減及び信頼性の向上を目指した次世代の電力網。

(3) カーボンサイクルの推進

現 状

令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラルを達成するには、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入促進に加え、陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組み（カーボンサイクル）の構築が求められています。この仕組みは、国が令和元（2019）年に作成した「カーボンリサイクル技術ロードマップ」において、省エネルギー、再生可能エネルギー、二酸化炭素貯留（CCS）とともに、鍵となる取組みの一つと位置付けています。カーボンサイクルにおいて、二酸化炭素を炭素資源と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）するカーボンリサイクル技術は、グローバルな課題解決や SDGs の推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組みが求められています。

カーボンサイクルのうち二酸化炭素を固定する吸収源として、森林と海洋における藻場があります。本市の森林面積は 40,654ha であり、市域の約 64%を占めています。このうち、民有林面積は 37,603ha（人工林面積は 5,801ha、天然林面積は 31,188ha、その他 614ha）となっています。また、三津湾の藻場面積は平成 28（2016）年に環境省が実施した衛星画像解析では 941ha となっています。これらの森林や藻場が適正に管理されることにより、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

課 題

本市は木材生産を目的とした林業地帯でないことから、人工林が点在しており、林業を行う事業地の集約化が進んでいません。また、所有林の管理に対する不安、採算の悪さから所有者の再造林への投資が進まないなどの課題があり、長期的に安定した林業経営の確立に至っていません。そのため、手入れ不足人工林の存在など森林の経営管理がなされていない森林がいまだ存在しています。

また、瀬戸内海において、近年漁獲量が減少するなど、海の環境変化による藻場の消失も懸念されています。

この他、二酸化炭素の分離回収などカーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● カーボンサイクルの構築

石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック等への代替を促進し、カーボンニュートラルを推進します。

● 森林吸収源対策の推進

林業経営適地の集約化を図り、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営の確立を目指すことで、林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図ります。

● ブルーカーボン生態系の活用

二酸化炭素の吸収源として、海洋における炭素固定を促進するため、藻場の保全を図るとともに、豊かな海の実現を目指します。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
三津湾の藻場面積	941ha (平成 28 年)	変更なし (令和 7 年度)	現状維持 (令和 13 年度)
(再掲) 多面的機能の発揮に寄与する森林整備面積	290ha/年 (令和 2 年度)	186ha/年 (令和 7 年度)	308ha/年 (令和 13 年度)
(再掲) 木の駅事業での受け入れ量	132t/年 (令和 2 年度)	183t/年 (令和 7 年度)	200t/年 (令和 13 年度)

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 産官学の連携により、カーボンサイクルの構築に向けた研究開発事業を推進します。
- 森林保全や里山再生により森林の適正管理を行い、温室効果ガスの吸収源や水源かん養などの機能を維持します。
- 三津湾の水質を監視し、藻場の保全を図ります。

■ 市民の取組み

- 森林整備に関するボランティア活動などに自主的・積極的に参加します。
- 石油由来のプラスチックで作られたものより、バイオマス由来の素材やバイオマスプラスチックで作られた製品を選択します。
- 県産材や地域材をはじめとした木づかいに努めます。
- 炭素固定につながる竹炭やもみ殻燐炭を積極的に利用します。
- カーボンニュートラルなエネルギーとして、薪等の地域資源を利用します。
- 生垣の設置、庭やベランダの緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- 沿道花壇の維持管理や耕作放棄地の農地復元など、市や地域の緑化推進運動に取り組みます。



もみ殻クン炭実演



もみ殻クン炭実演

■ 事業者の取組み

- 県産材や地域材の利用に努めます。
- 事業所の敷地への生垣の設置や屋上緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- 敷地内の植栽や緑のカーテンの設置に取り組みます。

（４）気候変動を見据えた適応策の推進

現 状

近年、豪雨や猛暑をはじめとした、極端な気象が増加するなど、気候変動の影響が全国各地で現れており、さらに、今後、拡大するおそれがあります。

本市でも、平均気温が昭和 55（1980）年から昭和 59（1984）年と令和 3（2021）年から令和 7（2025）年の 5 年平均と比較して約 2.0℃上昇しており、今後も引き続き、生活、社会、経済や自然環境への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、令和 5 年（2023 年）に気候変動適応法が改正され、熱中症対策への取組みが一層推進されるようになりました。本市においても、熱中症予防対策をはじめとする気候変動への適応策の強化に取り組む必要があります。

課 題

本市で既に確認されている気候変動の影響を把握し、今後、起こりうる自然災害等への対策や、健康・安全面などについて、気候変動の影響に対する適応策の推進を図る必要があります。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 流域治水対策

河川の整備や維持修繕、防災重点ため池の整備や適正な管理、不用ため池の有効活用や民間による流域貯留施設の確保等、総合的な治水対策に取り組めます。

豪雨災害などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留、ため池の豪雨診断等に基づいた適切な対策を図ります。

● 防災対策

自宅や勤務先をハザードマップ※で確認するなど、防災知識の習得に努めます。

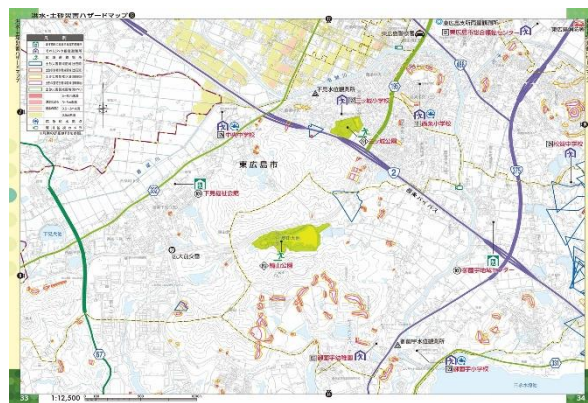
● 健康被害対策

温暖化に伴い増加するおそれがある熱中症の健康被害に関する知識を入手し、日頃から予防に努めます。

● 暑熱避難施設の指定やクールシェアの普及に努めます。

● 水資源の有効活用

日常生活から節水を心がけ、雨水タンクに溜めた水を散水に使うなど水資源を有効に利用します。また、森林の保全活動に参加するなどして、水源のかん養に努めます。



※ ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などを表示した地図。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
自立分散型エネルギー設備※等の設置数	11 箇所 (令和 6 年度)	15 箇所 (令和 7 年度)	25 箇所 (令和 12 年度)

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 気温や降水量、極端な気象現象等の気候変動の現状と、気候変動に伴って生じている様々な影響がどのような分野で現れているかについて把握・整理します。
- 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）ポータルサイト等の情報を活用し、気候変動の影響の将来予測を把握・整理します。
- 高齢者の熱中症に対する予防法や対処方法について情報提供します。
- クーリングシェルター※やクールシェア※の普及に努めます。
- 風水害が発生するおそれがある時には、市民等が適切な避難が行えるよう避難情報の確実な伝達を行うとともに、市民の防災意識の醸成に向けて出前講座などの啓発活動に取り組みます。
- 流域治水対策を検討し、雨水貯留施設の整備などを行います。
- 市街地における内水浸水対策に取り組みます。
- 消防・救急・救助体制を強化し、豪雨災害や熱中症などに対応します。

■ 市民の取組み

- 日常生活の中で、気候の変化や、農作物の収穫量、生き物の生息状況、自然災害の発生頻度の変化などに関心を持ちます。
- 気候変動の影響への適応策に関する情報を収集し、影響を感じている分野における適応策を実践します。
- 災害時に備え、日頃からハザードマップなどを確認し、防災知識の習得や避難施設の把握に努めるとともに、防災訓練など地域での自主防災活動に参加します。
- 雨水を貯留し、豪雨災害の被害の軽減を図り、貯めた水を散水に使うなど水資源を有効に利用します。

■ 事業者の取組み

- 事業活動と気候変動の関係について検討します。
- 事業活動に関係する気候変動の影響への適応策に関する情報を収集し、従業員等に周知するとともに、実践します。
- クーリングシェルター※の指定を受けることを検討します。
- ため池を適切に管理します。

※ 自立分散型エネルギー設備：太陽光や蓄電池等の分散エネルギー（地域や建物ごとに小規模な発電設備を配置して使うエネルギー）源を自律制御し、建物や地域単位で最適な省エネ運用を行う仕組み。

※ クーリングシェルター：暑さから身を守るために、市区町村が指定する冷房設備のある施設。熱中症特別警戒情報が発表された際に休憩場所として一般開放される。

※ クールシェア：一般的に省エネを目的として、家庭で複数のエアコン使用をやめて、なるべく一つの部屋に集まる工夫を行うことや、公共施設や商業施設などの涼しい場所に集まって過ごすことにより、電力消費を抑え、省エネルギーや地球温暖化対策につなげる取組み。

取組みの柱2 資源循環型社会の形成

(1) 廃棄物の排出抑制と資源の循環的利用の促進

現 状

本市は、平成 10（1998）年度に策定された広島県一般廃棄物広域処理計画の中で、東広島市、竹原市、大崎上島町から構成される竹原・東広島ブロックに区分され、当該計画に沿った広域・集約処理に向けた施設整備を行うため、平成 21（2009）年 10 月に 2 市 1 町で広島中央環境衛生組合を設立しました。そして、令和 3（2021）年 10 月に広島中央エコパークを稼働し、ごみやし尿処理の広域・集約処理を行っています。

市民一人 1 日あたりのごみの排出量を、第 2 次計画で基準年度の令和 2（2020）年度の 947g に対して、令和 6（2024）年度までに 850g 以下に削減する目標を設定し、ごみの減量化・資源化に関する啓発活動を実施しました。

平成 30（2018）年 7 月 豪雨災害においては、想定していなかった風水害により広域にわたって甚大な被害が発生し、大量の災害廃棄物の処理を行いました。そのため、令和 5（2023）年に東広島市災害廃棄物処理計画を改定し、本計画に南海トラフ巨大地震などの地震災害だけでなく、風水害やその他の自然災害といった比較的頻繁に発生する局地災害についての記載を追加しました。

課 題

賀茂環境衛生センターにおける令和 2（2020）年度のごみの組成分析によると、厨芥類が 50%と最も多くを占め、次いで、紙類 26%、ビニル・合成樹脂・皮革類 10%、木・竹・わら類 6%、不燃物類 2%、その他 6%となっています。市民一人 1 日あたりのごみの排出量は、令和 2 年度以降減少が続いていましたが、令和 7 年度は前年度と比べて横ばいになっているため、引き続きごみ排出量の抑制に向け取組みが必要です。

また、本市の資源化率は広島中央エコパークの供用開始により大幅に向上していますが、目標達成のためにさらなる取組みが必要です。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 3R を基本とした取組みの推進

「ごみはできるだけ発生させない（発生抑制：リデュース）」、「いらないモノは他の人や他の用途で使ってもらう（再使用：リユース）」、「資源として使えるモノは使う（再資源化：リサイクル）」の 3R を基本とした資源循環型のライフスタイルや流通形態の定着を目指します。



広島中央エコパーク



賀茂環境センター

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
市民一人1日あたりのごみ排出量	947g (令和2年度)	876g (令和7年度)	850g以下 (令和6年度) 以降、現状維持
資源化率	10% (令和2年度)	19.4% (令和7年度)	22.2%以上 (令和8年度) 以降、現状維持

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- ごみと資源物の分別についての普及啓発活動（ごみ減量化マニュアルの作成やごみの排出指導等）を推進します。
- 生ごみ処理容器の普及や新たな生ごみの減量化施策を検討し、更なるごみの減量化を推進します。
- 循環型社会の構築を目指して、3Rの推進施策を検討し、更なるごみの減量化を推進します。
- 地域住民による資源回収活動を促進し、更なるごみの資源化を推進します。
- 一般廃棄物（家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物）の実態調査結果から、施策の効果を検証します。
- 令和3（2021）年度に稼働した広島中央エコパークを廃棄物に関する学習拠点として充実を図ります。
- 産業廃棄物の処理については、県と密接な連携を図り、適正処理を促します。

■ 市民の取組み

- 食事は食べ残しが出ない量を準備し、調理で出る生ごみの水切りを習慣化します。
- ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。
- 環境に配慮した商品やお店を選ぶグリーンコンシューマー※となるように努めます。
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、不用品のリユース、リサイクルに努めます。

■ 事業者の取組み

- ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。
- 商品の簡易包装やばら売り、量り売りなどに努めるとともに、マイバッグ運動を推進します。
- スーパーマーケットやコンビニエンスストア、商店等におけるペットボトルや缶、食品トレイ等の店頭回収を推進します。
- オフィス等から発生するごみの減量化やリサイクルに努めます。
- リサイクルしやすい製品の開発や、原料調達、製造、流通、消費、廃棄、再資源化等の各段階を通じたライフサイクルアセスメント（LCA）※に取り組みます。

※ グリーンコンシューマー：環境への負荷が少ない製品として認定されたエコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー型製品を積極的に導入したりする、環境保護意識が高く、環境に配慮した行動をとる消費者。

※ ライフサイクルアセスメント（LCA）：ある製品やサービスのライフサイクル（資源採取-原料生産-製品生産-流通・消費-廃棄・リサイクル）又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する方法。

（２）不法投棄防止対策の推進

現 状

本市では、不法投棄対策として、業務委託による不法投棄監視パトロール、東広島市公衆衛生推進協議会の環境保全監視員による不法投棄パトロールの支援、環境美化強化地域の清掃、監視カメラの設置、地域清掃を行うボランティア団体等の活動支援などを行っています。また、電話やメール、市民ポータルサイトの LINE 機能を活用した市民投稿サービスにより、不法投棄等に関する情報を市民から受け付け、早期発見・早期対応に努めています。

また、市民、事業者、行政が一体となって6月の第2日曜日に市内一斉清掃「きれいなまちづくりキャンペーン」を実施し、環境美化意識の高揚を図っています。

課 題

本市の不法投棄は、山林や河川、道路際に多く見られます。大規模な不法投棄は減少していますが、ごみのポイ捨てや人目につかない場所への不法投棄は後を絶ちません。

投棄物については、投棄者が特定できれば、警察と連携し投棄者に回収させていますが、多くは投棄者が特定できず、本市で回収・処分を行っています。

道路や河川に投棄されたプラスチック類は、海洋プラスチックごみとなるため、世界的に大きな問題となります。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 環境美化活動の促進による不法投棄の防止

多くの市民が環境美化活動に参加することで、ごみのポイ捨てや不法投棄をしにくい清潔な環境づくりを目指します。

● 不法投棄の早期発見による環境悪化の防止

不法投棄パトロールや地域清掃を実施することで、不法投棄を早期に発見し解決します。



不法投棄監視パトロール



監視カメラ

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
地域清掃の支援を行った回数	383 回 (令和 2 年度)	444 回 (令和 7 年度)	500 回 (令和 13 年度)
不法投棄されたごみの量	100t (令和 2 年度)	64t (令和 7 年度)	70t (令和 13 年度)

各主体の主な取り組み

■ 市の取り組み

- ごみの不法投棄抑止を目的として設置する、不法投棄防止啓発看板や犬のふん放置防止看板等を無料配布します。
- 不法投棄が多い路線をパトロールし、不法投棄の未然防止及び早期対策を講じます。
- 東広島市公衆衛生推進協議会の不法投棄防止活動の支援を行います。
- 不法投棄が多い路線に監視カメラを設置し、抑止力を強化します。
- ボランティアで清掃を行う団体等に対し、ごみ袋の提供及びごみの回収を行い、地域清掃の支援を行います。
- 「きれいなまちづくりキャンペーン」等、市民参加型のイベントを開催し、市民等の意識の向上を図ります。
- プラスチックごみの海洋流出を防止するため、清掃団体等と連携して、ごみの清掃・回収を行います。



不法投棄防止の看板の配布、ごみ袋の提供

■ 市民の取り組み

- ペットのふん等は、飼い主が責任をもって始末します。
- ペットボトルや空き缶などは指定された回収容器に捨て、ポイ捨ては行いません。
- 地域の清掃活動に参加し、地域の美化活動及びプラスチックごみの海洋流出防止に協力します。
- 「きれいなまちづくりキャンペーン」などの啓発運動に参加・協力します。

■ 事業者の取り組み

- 事業所周辺の清掃を行い地域の環境美化に取り組みます。
- 所有地の適正管理に努め、不法投棄を防止します。
- プラスチックごみの海洋流出防止の取組みに協力します。
- 「きれいなまちづくりキャンペーン」などの啓発運動に参加・協力します。

取組みの柱3 広域的・国際的取組みの展開

(1) 地域を越えた連携と国際的な協力の推進

現 状

本市は、竹原市、大崎上島町とともに「広島中央環境衛生組合」を設立し、一般廃棄物の広域処理に取り組んでいます。

また、「太田川水質汚濁防止連絡協議会」や「江の川（上流）水質汚濁防止連絡協議会」、「棕梨ダム貯水池水質保全対策協議会」に参加し、河川の水質汚濁防止について、広域的に取り組んでいます。

東広島市地球温暖化対策地域協議会の一つである「エコネットひがしひろしま」では、市民・団体・事業者と市が連携して、持続可能な社会を目指したまちづくりに取り組んでいます。

国際的には、ブラジル連邦共和国のマリリア市や中華人民共和国の徳陽市と親善、友好都市連携等を締結し、国際交流を行っています。令和7（2025）年には、マリリア市長ほか3名が東広島市を訪れ、広島中央エコパークの視察訪問を行うなど環境技術に関する交流も行われています。また、市内に JICA 中国センター※が立地していることもあり、開発途上国からの研修員受け入れ等、国際理解の促進に取り組んでいます。

本市には大学や研究機関が集積し、海外からの留学生や研究者等も多く在住しており、広島県や国際協力機構等と連携し、海外からの研修生の受け入れ等を実施しています。

課 題

循環型社会や脱炭素社会実現のためには、本市単独の取組みだけでは困難であり、市内の地域間連携とともに、近隣自治体や国際社会とのパートナーシップが欠かせません。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

- 市内における連携・協働
市内各地での個別の取組みを、地域や業種の枠組みを越えて連携・協働する取組みに拡充し、より効果的な取組みの展開を目指します。
- 広島県や近隣自治体等との連携・協働
広島県や隣接市町と連携・協働した取組みにより、共有する環境の保全や環境に関する共通課題の解決を目指します。
- 国際的な連携・協働
産学官民が連携した積極的な国際協力の取組みにより、地球温暖化防止などの地球環境問題の解決に寄与することを目指します。

※ JICA 中国センター：JICA は Japan International Cooperation Agency の略。独立行政法人国際協力機構中国センター。

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 市内各地や近隣自治体で環境保全活動を展開する市民団体間の交流や一体的な取組みを促進します。
- 環境関連事業を展開している事業者間の自治体を越えた交流や連携した取組みを促進します。
- 資源循環型社会や脱炭素社会の構築に向けて、広島県や近隣自治体と連携・協働した取組み（ライトダウンキャンペーン、ごみ減量化キャンペーン等の啓発活動等）を推進します。
- 広島県、近隣自治体、事業者と連携・協働して、二酸化炭素吸収源や水源かん養等の多様な機能を有する森林の適正な管理を促進します。
- 開発途上国の都市環境問題の解決のため、研修生を受け入れ、環境保全技術支援を推進します。

■ 市民の取組み

- 環境保全活動に積極的に参加し、交流を深めます。
- 地域や地区で実践している取組みを他の地域に積極的に広げていきます。
- 国内外の環境ボランティア活動などに参加します。
- 環境に関する国際会議やシンポジウム等に参加します。

■ 事業者の取組み

- 開発途上国等海外からの研修生の受け入れに協力します。
- 国際的な技術協力や技術者派遣等に協力します。
- 国内外の環境関連企業や団体との人材交流を行います。
- 環境に関する国際会議やシンポジウム等に参加します。

3 環境を守り・伝える心と活動を育むまち

取組みの柱1 環境教育・環境学習の推進

(1) 学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進

現 状

本市では、東広島市生涯学習推進計画に基づき、行政又は協力機関（公的機関・団体）の職員等が講師となり、「東広島市生涯学習まちづくり出前講座」等を活用して、学校教育の場や市民等に対する環境教育・環境学習を推進してきました。

環境教育については、平成 29（2017）年度からひがしひろしまこどもエコ探検隊を実施し、環境に興味をもつ小学3年生から6年生を対象とした市主催の講座を展開しています。さらに、環境学習ツール「触れる地球」の活用や広島中央エコパークにおける環境学習の実施、環境学習サイト「のん太の自然発見パーク！」による情報発信など、多様な学習機会の提供に取り組んでいます。

課 題

市内の小中学校においては、GIGA スクール構想が進められており、既に児童・生徒には1人1台の端末が配布されています。こうした学習環境に対応するため、これまでの体験型学習に加え、実際に体験することが難しい児童・生徒に対しても学習が提供できるよう、ICT を活用した動画配信やテキスト等のコンテンツの作成が求められます。

一方で、環境を体で感じる機会が減ることが無いよう、エコミュージアム※の概念も取り入れながら、体験型学習のメニューをそろえていく必要があります。また、講師となりうる人材を育成し、派遣する仕組みも検討する必要があります。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

- あらゆる世代の環境教育・環境学習の推進
学校や家庭、事業所、地域における環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮したライフスタイルや事業活動が当たり前のこととして実践される社会の形成を目指します。
- 学習環境の多様化の推進
体験型、講義参加型の学習にとどまらず、ウェブを通じた学習環境の整備を目指します。
- 環境教育・環境学習に関わる人材の育成
環境教育・環境学習を支え、地域の環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を目指します。
- Society 5.0 を意識した環境学習
環境学習とIoT やAI を組み合わせた、Society 5.0 を意識した環境教育を目指します。

※ エコミュージアム：ある一定の文化圏を構成する地域の人々の生活と、その自然、文化及び社会環境の発展過程を史的に研究し、それらの遺産を現地において保存、育成、展示することによって、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする野外博物館。

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
環境学習の授業時間数	148 時間 (令和 2 年度)	207 時間 (令和 7 年度)	246 時間 (令和 13 年度)
環境に関する出前講座の実施回数	13 回 (令和 2 年度)	56 回 (令和 7 年度)	50 回 (令和 13 年度)
環境学習に関するウェブコンテンツ数	1 (令和 2 年度)	15 (令和 7 年度)	60 (令和 13 年度)
環境や SDGs に係る研究授業等を実施又は専門家とつながる遠隔授業に参加した学校数	小学校 4 校 中学校 2 校 (令和 3 年度)	小学校 24 校 中学校 3 校 (令和 7 年度)	小学校 全校 中学校 全校 (令和 13 年度)

各主体の主な取り組み

■ 市の取り組み

- 市の職員や地域の専門家など多様な人材を利用して、総合的な学習の時間、社会科、理科、家庭科等の各教科において、学校における環境教育・環境学習を推進します。
- 事業者や環境保全団体等と連携し、遠足や修学旅行等の校外学習を活用して、体験型環境教育（自然観察、施設見学等）を行います。
- 人材バンクのうち環境に関するものや講習会等を活用し、環境教育・環境学習を推進します。
- 大学やエコネットひがしひろしま等の環境保全団体と連携して、実践的な環境教育プログラムを作成・提供し、地域や事業所等での取り組みを支援します。
- 小学校や中学校と連携して、保護者と児童・生徒が家庭において実践できるプログラムの提供などを行います。
- 市民が、いつでも、どこでも環境に関する学習や情報収集がウェブ版の環境学習サイトの構築を目指します。
- 地域センター活動等を通じ環境教育・環境学習を推進するため、講師の派遣や学習プログラムの提供等を行います。
- 市民、環境保全活動団体、事業者、学校、地域等とパートナーシップを構築し、人材の掘り起こし、育成、確保に努めます。

■ 市民の取り組み

- 家庭において環境問題について話し合い、家族で考えるように努めます。
- 学校や地域での環境教育・環境学習の機会を積極的に活用し、環境に関する知識を学びます。
- 自然観察会や市民参加型環境調査等に参加・協力します。
- 地域センター活動やグループでの環境教育・環境学習に積極的に取り組みます。
- 地域における環境教育・環境学習の指導者を目指します。

■ 事業者の取り組み

- 環境関連の講習会等を積極的に活用し、社内における環境教育・環境学習に取り組みます。
- 事業者のノウハウや技術を活かして、環境教育・環境学習の場や機会、人材派遣、技術的支援等に努めます。

取組みの柱2 環境情報の充実

(1) 利用しやすい環境情報の整備と発信

現 状

本市の大気環境、水環境などの環境情報は、「東広島市の環境（環境白書）」に取りまとめ、市内の図書館に設置するほか、市のホームページに掲載しています。さらに、ホームページでは多様な環境学習コンテンツを公開し、市民が環境について学び、理解を深める機会も提供しています。その他、環境活動や各種環境講座の募集を、「広報東広島」や東広島市市民ポータルサイトを通して発信しています。

また、ICT の発達により、環境情報をはじめ、様々な情報がウェブ上で入手できるようになっています。特に、市内の小中学校に通う全ての児童・生徒にはタブレット（端末機）が配布されており、自らウェブ上で情報が入手できる環境が整っています。

課 題

今後も、あらゆる主体が手軽に環境に関する情報を収集・共有できる仕組みや、分かりやすく提供・発信できる仕組みづくりなど、環境情報の共有・発信に対する取組みの充実が求められます。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 環境情報の収集・共有

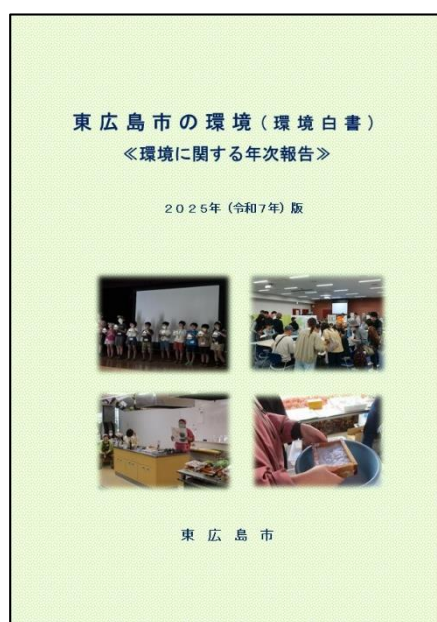
東広島市の環境に関する情報はもとより、国内外の環境情報など、環境保全活動等の参考となる各種環境情報を収集し、子どもから大人まで誰もが情報を共有できるような社会を目指します。

● 環境情報の発信・交流

一方通行の情報提供ではなく、互いに情報を発信し、自由にやりとりができる、双方向型の環境情報社会を目指します。

● 環境情報の提供

環境白書に掲載している市が測定する大気環境や公共用水域の水質データ等について、オープンデータ化を図ります。



東広島市の環境（環境白書）

各主体共通の目標

項 目	基 準	現 状	目 標
環境に関するオープンデータ登録データ数	4 (令和 3 年度)	183 (令和 7 年度)	300 (令和 13 年度)
(再掲) 環境学習に関するウェブコンテンツ数	1 (令和 2 年度)	15 (令和 7 年度)	60 (令和 13 年度)

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

- 広島県や大学、エコネットひがしひろしま等の環境保全団体、市民、事業者等と連携し、最新の環境情報の継続的な収集・共有を図ります。
- 優れた環境保全活動に関する事例を市のホームページ等を通じて紹介します。
- 市や市民、環境保全団体、事業者等の環境に関する取組みを公表し交流する機会（環境活動報告・交流会等）の提供に努めます。
- 児童や生徒がタブレットで利用できる、子ども向けテキストや、オンデマンド※型コンテンツの提供を検討します。
- 市民が、いつでも、どこでも環境に関する学習や情報収集ができるウェブ版の環境学習サイトの構築を目指します。

■ 市民の取組み

- 市や環境保全団体、事業者等のホームページなどを活用して、環境情報の収集・共有に努めます。
- 自らの活動の情報を積極的に公表・発信します。

■ 事業者の取組み

- 市や環境保全団体、事業者等のホームページなどを活用して、環境情報の収集・共有に努めます。
- 自らの環境活動を環境報告書として、ホームページ等で公表します。
- 製品やサービスに関する環境情報等を積極的に提供します。

※ オンデマンド：利用者の要求に応じてサービスを提供することを指す。例えばウェブ上でテキストや講義の動画を配信することなどがこれにあたる。

取組みの柱3 市民・事業者等の環境保全活動の促進

(1) 環境保全活動への参加促進と取組みの支援

現 状

市民や事業者、環境団体等により、地球温暖化防止活動、ごみ減量化・リサイクル活動、環境美化活動や自然環境保全などの様々な環境保全活動が展開されています。エコネットひがしひろしまは、これら活動主体を有機的に結び付けるネットワーク組織として、**広島中央環境組合主催の「広島中央エコパークフェア」へのブース出展や新たな繋がり**の構築を目的とした研修会を開催するなど個々の活動主体の力を活かした事業を展開しています。

また、平成25年以降、小学校区単位（一部、旧小学校区含む。）で設立された自治組織である住民自治協議会の中には、環境美化に関する部会を設置するものもあり、住民が主体となった環境保全活動も行われるようになりました。

課 題

事業者や環境団体等を対象にしたヒアリングでは、活動する上での課題として、参加者の固定化や参加人数の伸び悩み、スタッフの不足、他の団体との連携の不足等が課題として挙げられています。

一方で、「環境保全活動に参加したいが、参加方法が分からない」、「環境活動を行いたいが、どのように企画してよいか分からない」といった意見が聞かれます。

本市は、学生をはじめとした市外からの転入者も多いことから、環境保全活動を促進するには、誰ひとり取り残さないよう、開催案内などの情報を入手しやすい仕組みを構築する必要があります。そして、各活動主体は、市民に広く門戸を開き、気軽に楽しく継続的に環境保全活動に参加できるような仕組みやプログラムの充実を図ることが求められます。

市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性

● 環境保全活動への参加促進の仕組みづくり

気軽に楽しく、継続的に環境保全活動に参加できるような仕組みやプログラムの充実を目指します。

● 環境保全活動への支援

環境保全活動の立ち上げや、活動への支援の充実を目指します。

● 「自然との共生」を目指したライフスタイルの提唱

本市において、「自然との共生」を目指したライフスタイルを提唱し、産学官民が一体となってより積極的な活動の推進を目指します。

各主体の主な取組み

■ 市の取組み

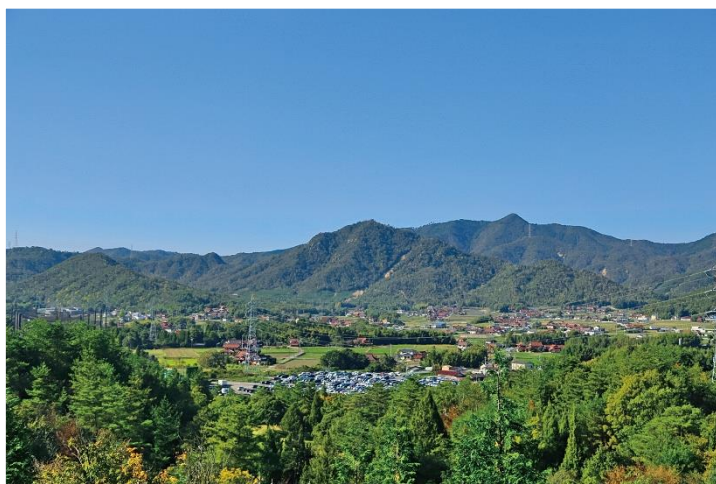
- エコネットひがしひろしま等と連携し、家庭や地域、事業者の取組みを促進、支援するための仕組みづくりを検討します。
- 市・市民・事業者が協働・連携した環境保全活動のシンボリックな活動となる、モデルプロジェクトを推進します。
- 環境学習、環境活動コーディネーター等の知識を持った人材の紹介等を行う仕組みを検討します。

■ 市民の取組み

- 市や環境保全団体等が主催する環境保全活動に参加します。
- 地域での環境保全活動に理解・関心を深め、積極的に参加するとともに、より多くの人に参加を呼びかけます。
- 地域における自主的な活動グループづくりに努めます。
- 専門的な知識や技術をもっている市民は、環境に関する講習会等を開催し、地域のリーダーとして積極的に取り組みます。
- 住民自治協議会では、環境部会等で環境保全活動に取り組みます。

■ 事業者の取組み

- 地域住民の一員として市民、環境保全団体と連携、協力した活動に取り組みます。
- 専門的な分野においては、人材派遣や技術提供などの支援を行います。
- 同業種、異業種間での環境保全活動の取組みなどを検討します。
- 財産区有林や遊休農地などを市民等の自主的な環境保全活動や体験活動のフィールドとして提供します。



財産区有林



遊休農地

第3節 環境先進都市の形成に向けた重要な取組み

本計画では、環境先進都市の形成に向け、取組みの柱を結び付けた取組みを設定し、令和 13（2031）年度までの 10 年間、重点的に取り組みます。

カーボンニュートラルエリアの形成に向けた取組み

2050 年に脱炭素社会を実現させるため、2030 年カーボンニュートラル宣言を行った広島大学や民間企業と連携し、大学キャンパス及び周辺地域や地域拠点等において、デジタル技術やエネルギー利用に関する最新技術等を活用し、学生や市民のライフスタイルの変化を促しながら、他地域に先行して、カーボンニュートラルエリアを形成します。



スマートシティの形成に向けた取組み

家庭やコミュニティ、事業所等に再生可能エネルギーの導入やエネルギーマネジメントを浸透させ、環境、教育、福祉等の幅広い分野のスマートシティ化を図ります。

また、近年激甚化する災害に対応するよう、地域のレジリエンス強化を図ります。



技術連携プラットフォームの形成に向けた取組み

市内の産学官民が有する潜在能力を他のプロジェクトの実現に活かすための連携支援組織を立ち上げ、プロジェクトの体制整備や技術連携、人材活用を支援し、各プロジェクトのアウトプットを環境教育や地域活動にフィードバックする体制を整えます。



有機性廃棄物のエネルギー化に向けた取組み

再生可能エネルギーの活用や環境に優しい農林水産業の連携を加速させることを目的に、ごみの減量化・資源化を推進し、廃棄物からのエネルギー抽出やたい肥化等の有効利用の仕組みを確立します。



木質バイオマスの利活用に向けた取り組み

森林保全や里山再生、新たな雇用の創出等の地域課題解決を目指し、木質バイオマスを地域で有効活用する仕組みを確立します。



次世代エネルギーの普及促進に向けた取り組み

再生可能エネルギーの普及促進と並行して、次世代エネルギーである水素利用、ブロックチェーン技術等の活用等に先進的に取り組み、エネルギーや環境問題全般への市民意識の醸成を図ります。

※出典：一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ



自然共生の推進に向けた取り組み

本市の特長である豊かな自然と調和したまちを後世に引き継ぐため、市民や大学と協働して設置するエコミュージアムを通じ、まだ広く知られていない身近で貴重な自然環境や地域資源を周知し、これらを市民の手で守りつないでいくモデルを構築します。



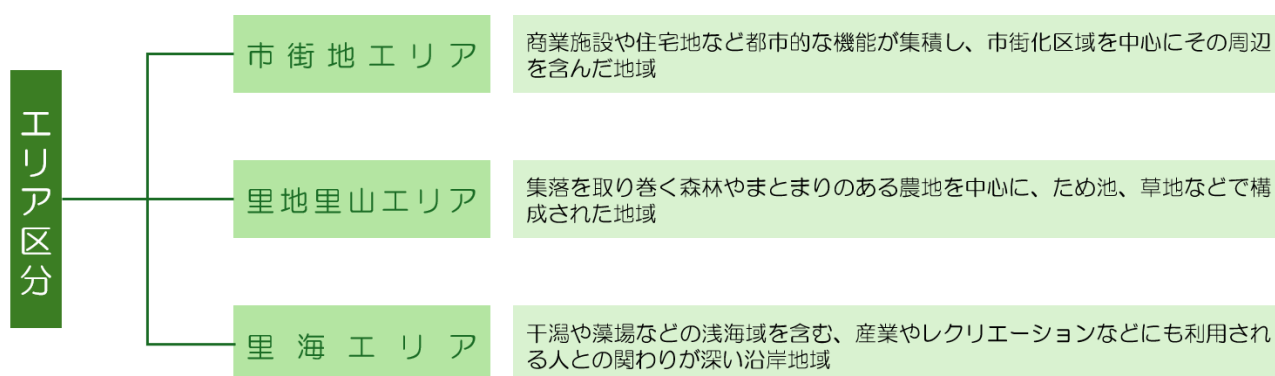
第4節 エリア別環境配慮指針

前節までは、望ましい環境像の実現に向けた各主体の取組みや、それを促進するための方策を示しました。本節では、市域に共通した環境区分ごとに、現在の環境特性や課題に対して、それぞれの環境を保全し、より良くしていくために求められる基本的な事項を、それぞれのエリア別環境配慮指針として整理しました。

エリア別環境配慮指針は、市・市民・事業者がそれぞれの地域における環境保全を考えるときの共通認識として示すもので、自ら行動する上での基準となるものです。

本市の環境の特徴を、似かよった地形や土地利用などからエリアを大まかに分けると、「市街地エリア」、「里地里山エリア」、「里海エリア」の3つのエリアに区分されます。

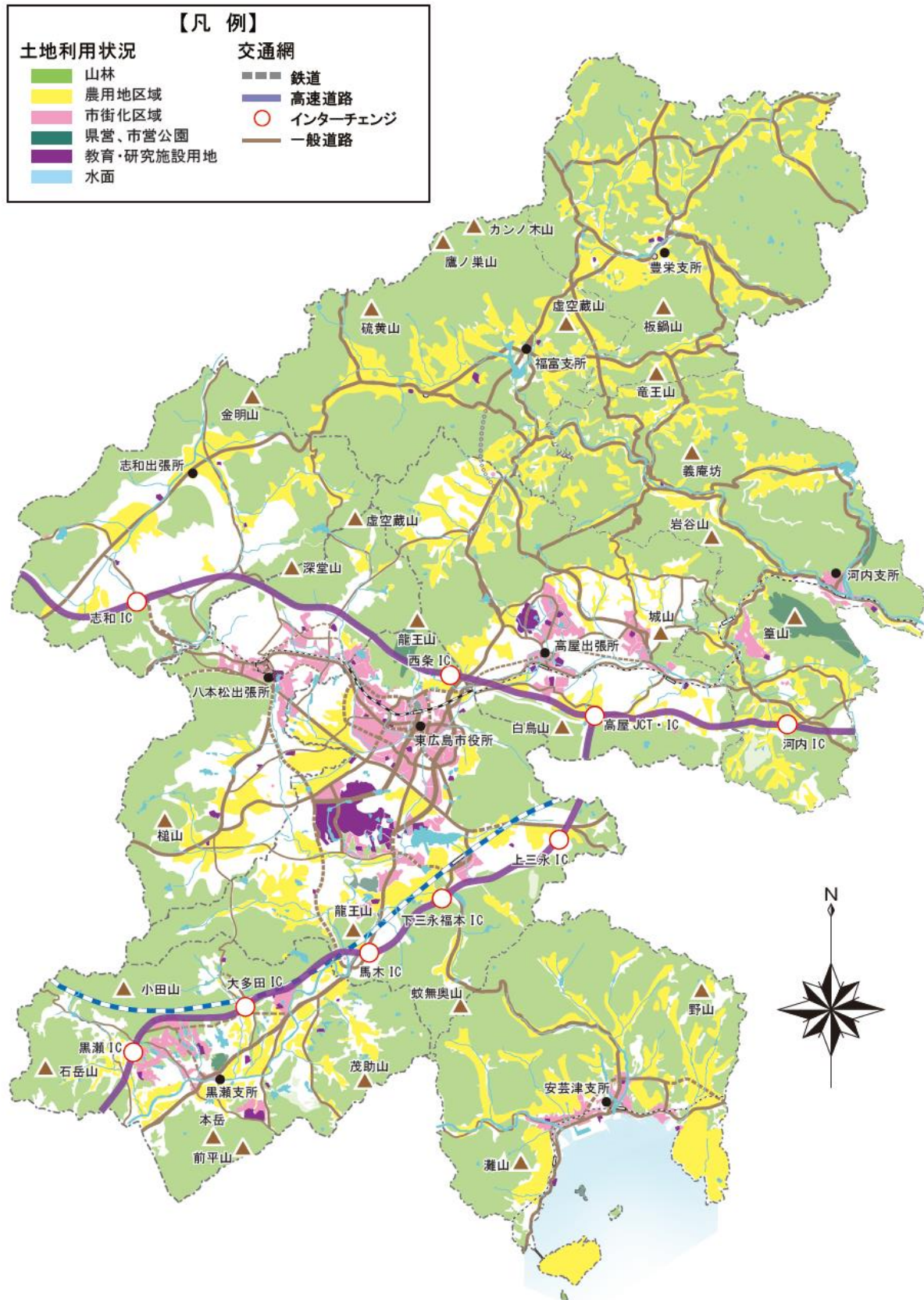
エリア別環境配慮指針は、この3つのエリアごとに環境の保全や向上のために求められる基本的な事項についてまとめたものです。



これらのエリア別環境配慮指針に基づく取組みにより、それぞれの地域が、美しい自然景観や各種機能等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の形成を目指します。

なお、一部には小規模な森林や農地、宅地、商業地等が混在している地域もみられます。これらの地域の環境は、市街地エリアの環境に近い地域や里地里山エリアの環境に近い地域、里海エリアの環境に近い地域など、場所によって様々です。そのため、将来のまちづくりの動向などを勘案しつつ、現状の環境に近い環境区分に応じた配慮が求められます。

土地利用状況図



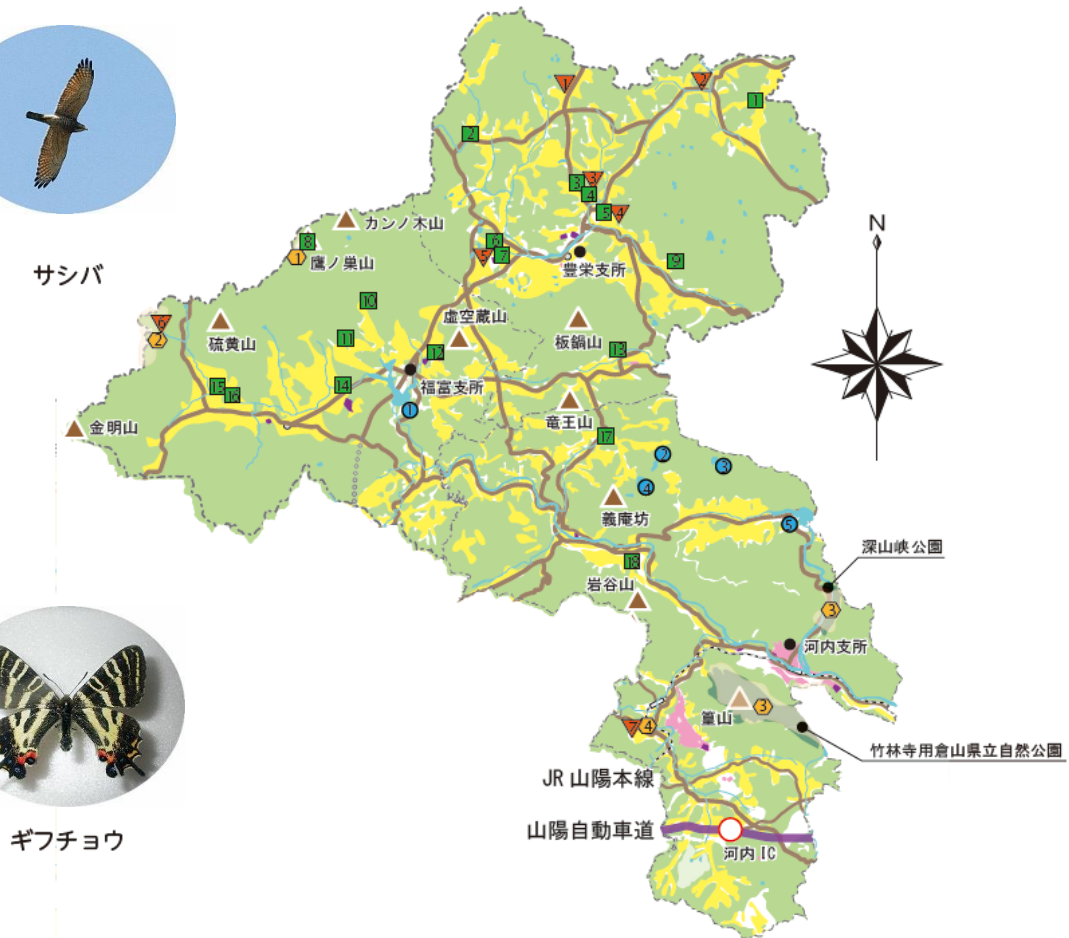
北部地域（福富町・豊栄町・河内町）



サシバ



ギフチョウ



巨樹巨木(■)

1	スギ	瀬賀神社
2	クリ	-
3	アスナロ	蓮教寺
4	イチヨウ	-
5	ツクパネガシ	畝山神社
	スギ	
	コウヤマキ	
	クロマツ	
	ヒノキ	本宮八幡神社
6	モミ	
	ツクパネガシ	
	アカマツ	
7	ケヤキ	-
8	ブナ	鷹ノ巣山
	モミ	安宿八幡神社
9	モミ	
10	スギ	-
11	スギ	久武八幡神社
12	スギ	岡山八幡神社
13	クロマツ	徳善寺
14	スギ	-
15	ウラジログシ	-
16	ウラジログシ	森政神社
17	モミ	-
18	エノキ	-
	モミ	郡戸八幡神社

主要ため池等(●)

1	福富ダム
2	堤大池
3	間夫大池
4	才原池
5	白竜湖

天然記念物(▼)

1	市指定天然記念物	飯田のナシ
2	市指定天然記念物	苦ノ辻中生代魚類化石産出層
3	市指定天然記念物	蓮教寺のアスナロ
4	県指定天然記念物	畝山神社の巨樹群
5	県指定天然記念物	本宮八幡神社の社叢
6	県指定天然記念物	竹仁のシャクナゲ群落
7	県指定天然記念物	鶴亀山の社叢

特定植物群落(◆)

1	鷹ノ巣山モミ・ブナ混交林
2	竹仁のツクシシャクナゲ群落
3	竹林寺・用倉山・深山峡の自然林
4	鶴亀山の社叢

【凡 例】

土地利用状況	交通網
山林	鉄道
農用地区域	高速道路
市街化区域	インターチェンジ
県営、市営公園	一般道路
教育・研究施設用地	
水面	

中央地域（西条町・八本松町・志和町・高屋町）



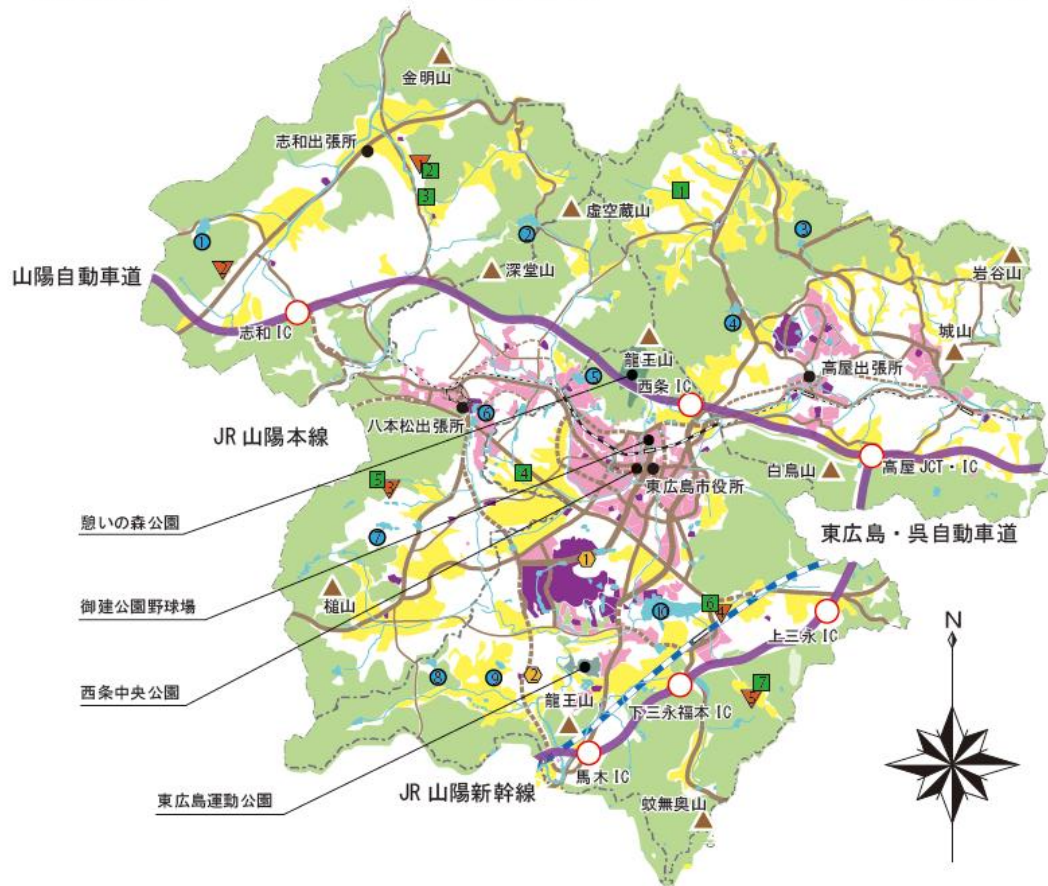
ニホンスッポン



ミズオオバコ



ミナミメダカ



巨樹巨木(■)

1	アカガシ	大谷八幡神社
2	ケヤキ	中原神社
3	ツガ	-
4	クロマツ	長福寺
5	タブノキ	小倉神社
6	アカメヤナギ	-
7	スギ	-
7	トチノキ	福成寺
	クロガネモチ	-

天然記念物(▼)

1	市指定天然記念物	中原神社のケヤキ
2	市指定天然記念物	二宮神社のクスノキ
3	市指定天然記念物	小倉神社のタブノキ
4	市指定天然記念物	三永のサルスベリ
5	県指定天然記念物	福成寺の巨樹群

特定植物群落(●)

1	御園宇大池湿原
2	郷田湿原

主要ため池等(●)

1	小野池
2	並滝寺池
3	萩原池
4	大久保ダム
5	大沢田池
6	七ツ池
7	円福寺大池
8	深道池
9	吉郷大池
10	三永水源池

【凡 例】

土地利用状況

山林
農用地区域
市街化区域
県営、市営公園
教育・研究施設用地
水面

交通網

鉄道
高速道路
インターチェンジ
一般道路

南部地域（黒瀬町・安芸津町）



ツクシガモ



オヤニラミ



巨樹巨木(■)

1	ケヤキ	-
2	ケヤキ	-
3	エノキ	-
3	イチョウ	大多田説教堂
4	イチョウ	源光寺
5	センダン	中黒瀬小学校跡地
6	イチョウ	蓮光寺

天然記念物(▼)

1	市指定天然記念物	蓮光寺の大イチョウ
2	市指定天然記念物	ちしゃのき
3	市指定天然記念物	三大妙見神社の社叢
4	市指定天然記念物	大芝の褶曲した地層
5	県指定天然記念物	祝詞山八幡神社のコバンモチ群落

主要ため池等(●)

1	黒瀬ダム
2	亀ヶ首池
3	砂池
4	昭和池

【凡 例】

土地利用状況

- 山林
- 農用地区域
- 市街化区域
- 県営、市営公園
- 教育・研究施設用地
- 水面

交通網

- 鉄道
- 高速道路
- インターチェンジ
- 一般道路

市街地エリア

環境特性と課題

市街地エリアは、商業施設や住宅地など都市的な機能が集積した地域です。主に市街化区域を中心とした地域ですが、周辺の環境や立地によって、その環境は様々です。

本市の市街地エリアは、主に JR 西条駅など鉄道の駅周辺に形成され、交通の結節点としての利便性を活かしたまちづくりが進められています。また、市街地エリアには白市地区や酒蔵通りをはじめとする歴史的な町並みや、小規模な農地、ため池などもみられます。

その一方で、都市基盤の整備に伴う人口の増加や市街化の進行が顕著な地区等では、緑の減少、様々な規模、形状、色彩の建築物や屋外広告物等による景観の悪化、自動車利用の増加による二酸化炭素排出量や騒音の増加などが懸念されます。



西条駅



酒蔵地区



龍王山より西条市内方面



白市地区

市街地エリアの配慮指針

- 市街地としてふさわしい緑豊かな町並みとなるよう、公園の整備や施設の緑化等に努めます。
- 市街地内の緑や河川の保全、また必要に応じてため池などを保全し、都市部における生態系ネットワークの形成に努めます。
- できる限り公共交通機関や自転車、徒歩等による移動を心がけ、二酸化炭素排出量の低減などに努めます。
- 良好な景観の保全・形成のため、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮します。

里地里山エリア

環境特性と課題

里地里山エリアは、農業を支える重要な場であるとともに、多様な環境調節機能や景観形成機能を有しています。例えば、西条地域や八本松地域の南部、黒瀬地域、志和地域などにみられる里地里山は、本市における主要な農業生産の場としてだけではなく、都市近郊における貴重な緑として、身近な生き物の生息の場や人々に潤いを与える役割を担っています。しかし、農家の高齢化や後継者不足などから、耕作放棄地の増加などによる農地の荒廃がみられ、市街地の拡大による農地の減少もみられます。

また、森林は長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成された二次林で構成される地域です。森林は、多様な生き物の生息環境であるとともに、水源かん養機能や災害の防止機能など多様な環境調節機能を有しています。特に、本市は多くの河川の水源地ともなっており、良好な水質を保全する上で重要な地域といえます。しかし、森林所有者や農家等の高齢化等に伴う担い手不足などから、管理不足による荒廃がみられます。森林の荒廃は、獣害の増加や水源かん養機能の低下などにもつながり、森林に連なる農地や、更には下流域の環境悪化をもたらすことが懸念されます。

里地里山エリアの配慮指針

- 新たな就農者の育成等・農地を、農地として持続的に活用する仕組みづくりに努めます。
- 耕作放棄地の解消や農地の適正な維持管理を地域ぐるみで支える取組みを促進します。
- たい肥等による土づくりや農薬、化学肥料の使用量の低減などにより環境保全型農業の推進に努めます。
- 広がりのある田園景観や、のどかな里地里山の景観と調和するよう、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮します。
- 森林の管理不足を解消するための人材の育成、多様な主体が森林保全に参加できる仕組みづくりや活動の場づくりに努めます。
- 林地残材等のバイオマス資源としての活用を促進します。
- 二酸化炭素の吸収源となり、水源の森ともなる森林の保全に、地域ぐるみで参加します。
- 獣害を未然に防止する観点から、シカやイノシシ等の生息地との緩衝地帯となる森林の適正管理に努めます。
- 豊かな自然環境を保全するため、各種事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に努めます。
- 再生可能エネルギー発電施設等の設置に当たっては、防災や地域環境に十分配慮するとともに、地域住民の理解が得られるように努めます。



里海エリア

環境特性と課題

里海エリアは、複雑で変化に富んだ海岸、その前面に位置する干潟や藻場などの浅海域を含む、産業やレクリエーションなどにも利用される人との関わりが深い地域であり、豊かな生物多様性を有しています。

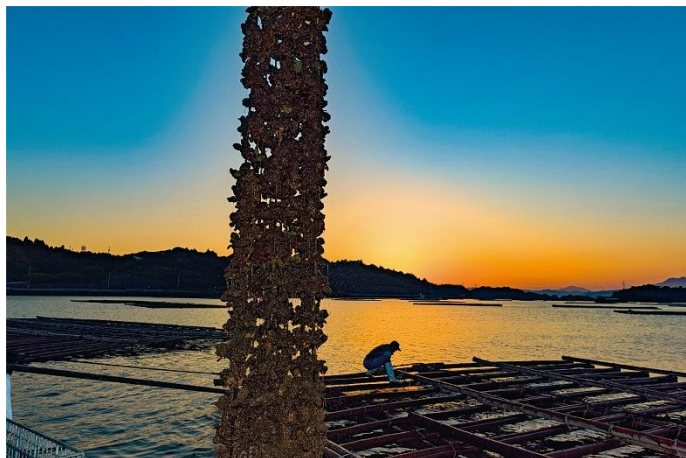
三津湾の沿岸海域は、大芝島や龍王島、藍之島など大小の島々が織りなす瀬戸内海の風光明媚な多島美の景観が人々に親しまれ、また、古くからカキ養殖が盛んに行われるなど、人の暮らしと強いつながりのある地域です。

しかし、水温の上昇などによる水産資源の減少などがみられます。

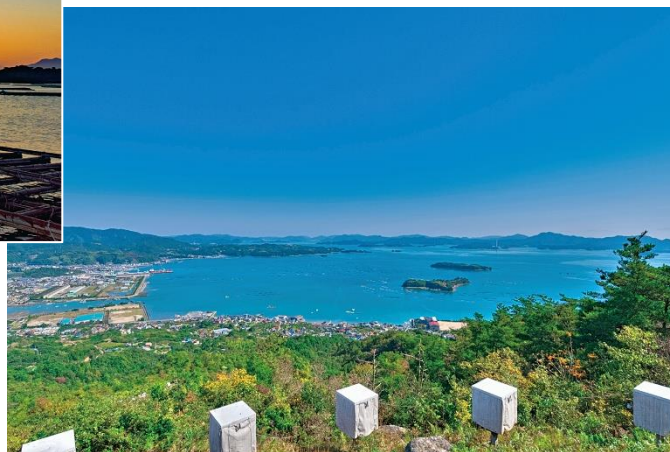
里海エリアの環境を保全し、三津湾や瀬戸内海の豊かな海を実現し、持続的に活用するためには、市街地や集落、農地だけではなく後背地の森林や海域に流入する河川などの環境も含めて考える必要があります。

里海エリアの配慮指針

- 里海エリアの開発等においては、干潟の直接的な改変を伴わないよう十分配慮するとともに、潮流の変化や河川からの土砂供給の減少など間接的な影響が干潟に及ばないように配慮します。
- 海への影響を考慮し、家庭や事業所等からの排水には十分配慮します。
- 海岸や干潟の清掃活動や不法投棄ごみの回収など、里海エリアの環境を保全する取組みを促進します。
- 水源となる森林の適切な管理など、流域としてのまとまりを意識した取組みの仕組みづくりに努めます。
- 瀬戸内海の多島美景観の眺望と調和するよう、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮します。



カキ養殖



三津湾

第 5 章 計画の推進

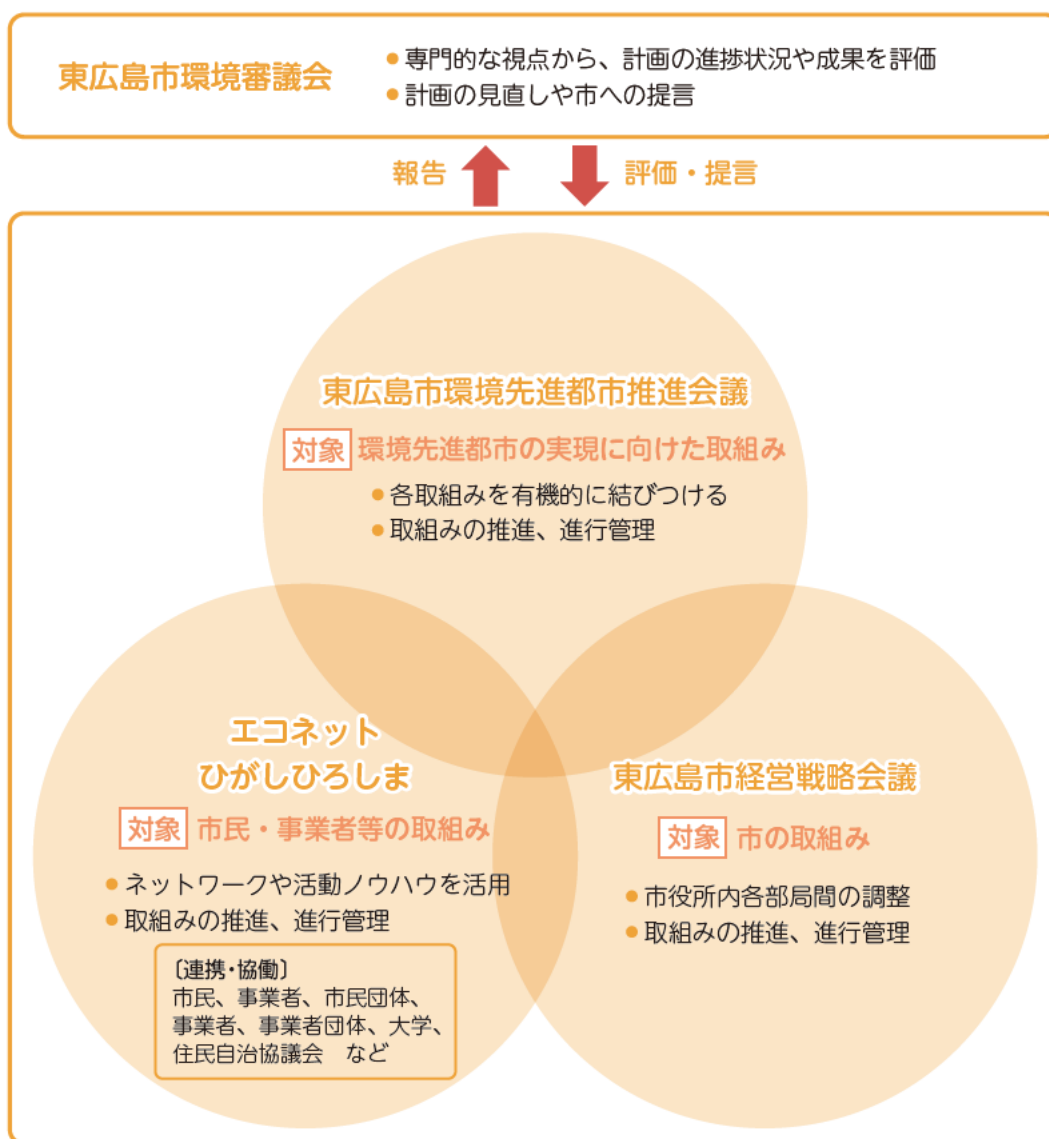
第1節 計画の推進体制

本計画は、市・市民・事業者の各主体それぞれが自主的に取組みを進めながら、連携・協働のもとに推進していく計画です。本計画の推進に当たっては、東広島市経営戦略会議、エコネットひがしひろしま、そして、東広島市環境先進都市推進会議が互いに連携・協働しながら取組みを促進します。

東広島市経営戦略会議では、市役所内各部局間の調整を図り、市の取組みを総合的に推進し、進行管理を行います。そして、エコネットひがしひろしまは、平成22（2010）年に発足して以来、培ったネットワークや活動のノウハウを活かし、市民や事業者等の取組みを推進し進行管理を行います。また、東広島市環境先進都市推進会議では、第2次東広島環境基本計画に統合した環境先進都市ビジョンを承継し、各取組みを有機的に結び付けながら、環境先進都市の実現に向けた取組みを推進し進行管理を行います。

これら、各主体の取組みは、東広島市環境審議会において、専門的な視点から、計画の進捗状況や成果を評価し、計画の見直しや市への提言などを行います。

計画の推進体制イメージ



第2節 計画の進行管理

本計画を実効性の高い計画としていくためには、各主体の取組みを着実に実践し、それぞれの取組みの実施状況を定期的に把握し、その効果（目標の達成状況）を点検・評価し、更に次の取組みへとつなげていくための、進行管理の仕組みを整えることが重要となります。

1 進行管理の手順

本計画の進行管理は以下の手順で実施します。

①取組みの点検・自己評価

- ・東広島市経営戦略会議、エコネットひがしひろしま、東広島市環境先進都市推進会議は、それぞれの取組み状況について、自己点検・自己評価を行います。
- ・市民や事業者の環境に対する満足度や取組みの進展を総合的に評価するために、必要に応じてアンケート調査を実施し、評価を補足します。

②東広島市環境審議会の開催

- ・点検・自己評価結果を基に、審議会委員の専門分野の視点（学術的な視点や各委員の活動等の実績等）から計画の進捗状況や成果を評価します。

③年次報告書「東広島市の環境」のとりまとめ・公表

- ・点検・評価結果と環境審議会からの提言を年次報告書「東広島市の環境」としてとりまとめ、ホームページなどを通じて広く公表します。

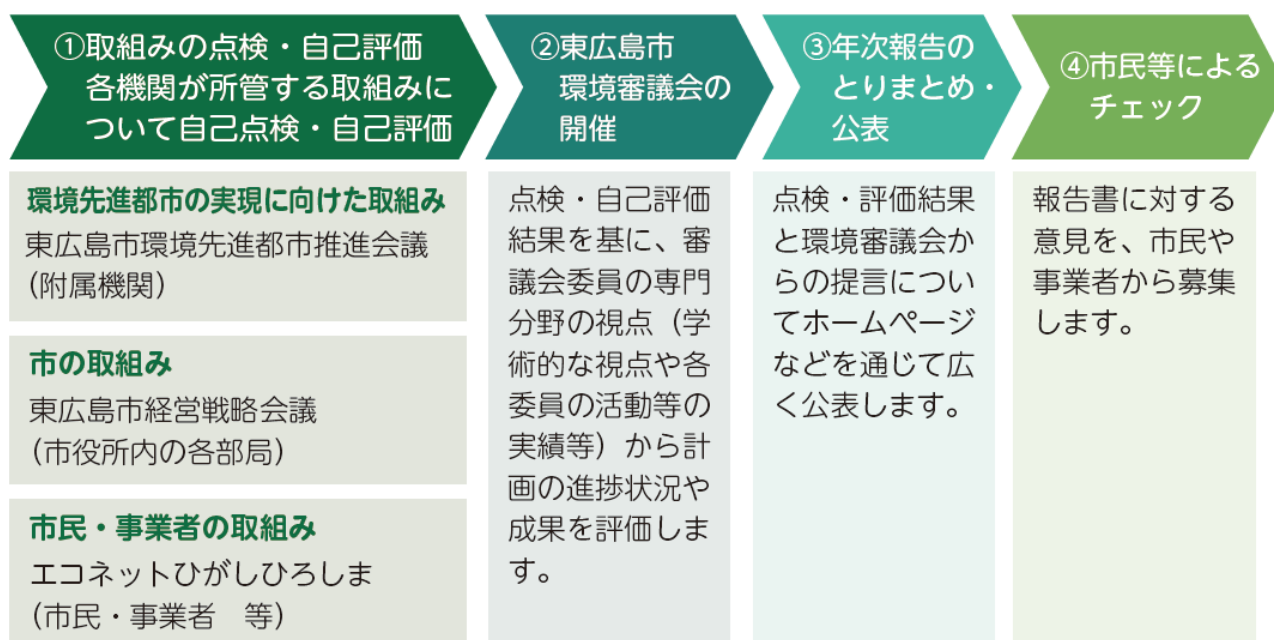
④市民等によるチェック

- ・年次報告書に対する意見を、市民や事業者から募集します。

⑤取組みへの反映と報告

- ・意見への対応方針を検討し、以後の取組みに反映します。
- ・対応方針が「どのように反映されたか」を報告書で公表します。

計画の推進体制イメージ



2 指標による進行管理の実施

第4章で示した、各主体共通の目標を達成するために、各主体の取組みが正しい方向に向かっているかを判断する材料として、指標を設定し、進行管理を行います。

進行管理に用いる指標としては、各主体共通の目標で示した評価項目を用います。

なお、本計画は、市の様々な個別計画の環境的な側面を包括する性格のものであることから、評価に当たっては、各種計画の進行管理に伴い用いられるデータ等を活用します。

また、この他に環境を客観的に評価するために、適切なデータ(例:河川の生物化学的酸素要求量(BOD)等)やアンケート調査から得られる情報を使用することとします。

資 料 編

計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、学識経験者、市民、市民団体、事業者の方々から構成される東広島市環境審議会において、委員それぞれの立場から審議を重ねていただきました。

計画策定の経過を以下に示します。

＜令和7年度＞	
令和8年3月25日	第2回東広島市環境審議会 ・第2次東広島市環境基本計画の中間見直しについて
＜令和8年度＞	
令和8年5月28日 ～6月15日	市民・事業者アンケート調査
令和8年〇月〇〇日 令和8年〇月〇〇日	経営戦略会議 第1回東広島市環境審議会 ・第2次東広島市環境基本計画の中間見直し（素案）について

東広島市環境審議会委員名簿

(令和9年3月末現在)

氏 名	所属・役職	委員構成	備 考
市川 尚紀	近畿大学工学部 教授	学 識 経 験 者	
中井 智司	広島大学 教授	学 識 経 験 者	
岡本 典子	広島国際大学 講師	学 識 経 験 者	
苅部 甚一	近畿大学工学部 講師	学 識 経 験 者	
小倉亜紗美	呉工業高等専門学校 准教授	学 識 経 験 者	
橋野 俊子	エコネットひがしひろしま 会長	市 民 団 体	
渡辺 高守	東広島市公衆衛生推進協議会 会長	市 民 団 体	
弓場 美代	東広島市女性連合会 会長	市 民 団 体	
三浦 仙哉	安芸津町商工会 事務局長	事 業 者	
水野 英則	株式会社サタケ 技術本部 技師長 専務執行役員	事 業 者	
川口 洋海	賀茂地方森林組合 代表理事組合長	事 業 者	
山根 健二	西條商事株式会社 総務経理部 課長	事 業 者	
美野 健二	株式会社こっこー 環境資源事業部 資源循環部 部長	事 業 者	
井上 葉子	東広島市防災士ネットワーク 代表 防災士	市 民	
石川 典子	公益社団法人 東広島市観光協会 事務局長	事 業 者	
中村 昌典	風早自治協議会 会長	地 域 代 表	
片岡 信彦	板城西住民自治協議会 事務局長	地 域 代 表	
金海はる香	広島大学文学部	学生公募委員	
豊原 瑠風	広島大学工学部	学生公募委員	
小田 大介	広島大学経済学部	学生公募委員	

諮問書

東広生衛第826号
令和8年3月10日

東広島市環境審議会
会長 西嶋 渉 様

東広島市長 高垣 廣徳
(生活環境部生活衛生課)



第2次東広島市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

第2次東広島市環境基本計画を中間見直しするにあたり、東広島市環境基本条例（平成22年条例第2号）第22条の規定により諮問します。

1 諮問事項

第2次東広島市環境基本計画の中間見直しについて

2 諮問理由

本市では、「東広島市環境基本条例」に基づき、令和4年3月に第2次東広島市環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むため、各種施策を推進しているところです。

しかしながら、計画策定から一定期間が経過する中で、社会情勢や環境政策の動向など、本市を取り巻く環境の状況は大きく変化しています。具体的には、環境中から指針値を超過する有機フッ素化合物が検出されたことに加え、本市が県内で初めて「脱炭素先行地域」に選定されるなど、新たな課題や対応すべき取組が生じています。これらに適切に対応するためには、より実態を踏まえた計画への見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、第2次東広島市環境基本計画の中間見直しにあたり、環境施策の在り方や施策展開の方向性等について、貴審議会に意見を求めます。

答申書

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組み

平成 27（2015）年の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されました。

SDGs17 のゴールのうち、「ゴール 6（水）、ゴール 12（持続可能な生産・消費）、ゴール 13（気候変動）、ゴール 14（海洋）、ゴール 15（生態系・森林）」は環境と特に関わりが大きく、SDGs はゴール間での関連を重視している特徴からも、その他のゴールにも環境との関わりが見られます。

SDGs の達成は、経済、社会、環境の 3 つの側面のバランスがとれ統合された形で達成されるべきという考え方が提唱されており、この考え方を取り入れて今後の本市の環境施策を推進していく必要があります。



SDGs とは、Sustainable Development Goals の略称で、持続可能な開発目標を指します。令和 12（2030）年までに持続可能な社会をつくるために、私たちの世界が直面する喫緊の環境、政治、経済の課題に対して発展途上国と先進国がともに取り組む普遍的な目標です。この持続可能な開発目標（SDGs）は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを誓っています。

ゴール 1：貧困	貧困あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
ゴール 2：飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
ゴール 3：健康な生活	健康な生活あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
ゴール 4：教育	教育全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
ゴール 5：ジェンダー平等	ジェンダー平等ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
ゴール 6：水	水全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
ゴール 7：エネルギー	エネルギー全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
ゴール 8：雇用	雇用包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
ゴール 9：インフラ	インフラ強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
ゴール 10：不平等の是正	不平等の是正各国内及び各国間の不平等を是正する。
ゴール 11：安全な都市	安全な都市包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
ゴール 12：持続可能な生産・消費	持続可能な生産・消費持続可能な生産消費形態を確保する。
ゴール 13：気候変動	気候変動気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
ゴール 14：海洋	海洋持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
ゴール 15：生態系・森林	生態系・森林陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止をする。
ゴール 16：法の支配等	法の支配等持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
ゴール 17 パートナリーシップ	パートナーシップ持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

用語の解説

あ

- ・アップサイクル

不要になったものや廃材に新たな価値や機能を加え、元の製品より価値の高いものへ生まれ変わらせる取り組み。

- ・エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成 23（2011）年施行）に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う農業者（法人を含む。）の愛称。

- ・エコミュージアム

ある一定の文化圏を構成する地域の人びとの生活と、その自然、文化及び社会環境の発展過程を史的に研究し、それらの遺産を現地において保存、育成、展示することによって、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする野外博物館。

- ・SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

- ・ESCO 事業

Energy Service Company 事業の略。既設の各種ビル、工場設備などを対象に省エネルギーの成果を保証して改修工事を包括的に実施するビジネス。

- ・SDGs 未来都市

基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの。

- ・オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。

- ・温室効果ガス

大気を構成する気体であって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらすもの。

- ・オンデマンド

利用者の要求に応じてサービスを提供することを指す。例えばウェブ上でテキストや講義の動画を配信することなどがこれに当たる。

か

- ・カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」 から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

- ・環境 DNA

各生物種が持つ、特異的な遺伝情報物質である DNA のうち、水中等に遊離して存在しているもの。

水中等に存在する DNA を解析することで生物種の在・不在を判定することができる。特定の種のみ解析する「種特異的解析」と、調査場所に生息する複数の種を一度に解析する「網羅的解析」などの解析手法がある。

- ・環境マネジメントシステム

環境負荷の低減や法令順守を継続的に行うための方針や目標、運用ルールを定めて管理・改善する仕組み。

- ・GIGA スクール構想

国が令和元（2019）年 12 月に掲げた、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる情報教育環境を実現することを目指したもの。

- ・木の駅事業

市民が伐採した木を買い取ることで森林整備を促進する事業。

- ・クーリングシェルター

暑さから身を守るために、市区町村が指定する冷房設備のある施設。熱中症特別警戒情報が発表された際に休憩場所として一般開放される。

- ・クールシェア

一般的に省エネを目的として、家庭で複数のエアコン使用をやめて、なるべく一つの部屋に集まる工夫を行うことや、公共施設や商業施設などの涼しい場所に集まって過ごすことにより、電力消費を抑え、省エネルギーや地球温暖化対策につなげる取組み。

- ・グリーンコンシューマー

環境への負荷が少ない製品として認定されたエコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー型製品を積極的に導入したりする、環境保護意識が高く、環境に配慮した行動をとる消費者。

- ・グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

- ・コージェネレーションシステム

発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気又は温水として取り出し、冷暖房や給湯等に使用するなど、総合的にエネルギー効率を高めるシステム。

さ

- ・サーキュラーエコノミー

資源を捨てずに繰り返し使い、廃棄物を最小限にして循環させる経済のしくみのこと。

- ・里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域。

- ・里地里山

長い歴史の中で様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く森林（二次林）と人工林、農地、ため池、草地などで構成される地域概念。

- 里山
集落や農地等に隣接し、燃料や木材、食糧などを供給し人々の生活と深い関わりをもってきた森林。
 - 三面張り
両のり面全てを、コンクリート、アスファルトなどで被覆し、越流水に耐える構造とした堤防のこと。
 - JICA 中国センター
JICA は Japan International Cooperation Agency の略。独立行政法人国際協力機構中国センター。
 - 自立分散型エネルギー設備
太陽光や蓄電池等の分散エネルギー（地域や建物ごとに小規模な発電設備を配置して使うエネルギー）源を自律制御し、建物や地域単位で最適な省エネ運用を行う仕組み。
 - スマートグリッド
電力網の末端（家庭やビルの計測器）と供給側（送電施設等）に通信機能や計算機能を付加し、電力の需要と供給を自立的に最適化する機能を持たせることにより、省エネルギーとコスト削減及び信頼性の向上を目指した次世代の電力網。
 - スマートシティ
最先端の技術により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせるまち。
 - スマートハウス
IT（情報技術）を使うことにより家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅。
 - Society5.0
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。
- た
- Town & Gown Office
欧米の大学立地都市を参考に、タウン（街）とガウン（学生や教授たち）が一体となったまちづくりや地域の SDGs の達成に向けた課題解決を目指す組織。
 - 地力増進支援事業
地力（作物を生育させる力）の増進を図るため、農地へたい肥を投入する経費の一部を助成する事業。
 - テレワーク
離れた所（tele）と働く（work）をあわせた造語。場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
- な
- 二次林
一次林（天然林や原生林）の伐採や災害などにより失われた後に、自然再生した森林。

- ・ネット・ゼロ

温室効果ガスの排出量と吸収・除去量をつり合わせ、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態。

- ・ネイチャーポジティブ

自然破壊を止め、生物多様性を回復させることで、自然と共生する社会へ転換する考え方。

は

- ・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などを表示した地図。

- ・BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量。この値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁負荷が大きいことを示す。

- ・PPA 方式

Power Purchase Agreement 方式の略。太陽光発電設備を企業や自治体などの需要家が自ら所有せず、第三者（PPA 事業者）が設置・所有し、需要者が発電した電力を使用量に応じて購入する電力販売契約モデル。

- ・フードマイレージ

食料の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージが高いほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

- ・ブロックチェーン技術

情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種。

ま

- ・マイクロプラスチック

一般に 5 mm以下の微細なプラスチック類のこと。

- ・ミレニアム開発目標（MDGs）

Millennium Development Goals の略。開発分野における国際社会共通の目標で、平成 12 年（2000）年の国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」を基にまとめられた。MDGs は、極度の貧困と飢餓の撲滅に加え、環境の持続可能性の確保も含め、2015（平成 27）年までに達成すべき 8 つの目標が掲げられていた。

や

- ・夜空の明るさ調査

環境省が星空観察を通じて光害（ひかりがい）や大気汚染等に気づき、環境保全の重要性について関心を深めることを目的に実施している調査。投稿されたデータを基に、解析されたデータが公表される。

ら

- ・ライフサイクルアセスメント（LCA）

ある製品やサービスのライフサイクル（資源採取-原料生産-製品生産-流通・消費-廃棄・リサイクル）又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する方法。

発 行／令和9（2027）年3月
発 行 者／広島県 東広島市
問合せ先／東広島市 生活環境部 生活衛生課
〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
TEL：082-422-1048 FAX：082-421-5601
<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>